

第3次早島町男女共同参画基本計画

はやしまウィズプラン

～男女が共にいきいきと輝くまちはやしま～

【中間見直し版】

(素案)

令和4（2022）年1月
早島町

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割・構成	2
3 国の掲げる基本的な視点及び取り組むべき事項	2
4 岡山県の計画の基本的な視点	3
5 計画の位置づけ	5
6 計画の期間	5

第2章 早島町における男女共同参画の現状と課題

1 早島町の状況	6
2 第3次計画のこれまでの取組と課題	10

第3章 計画の目指すべき姿

1 計画の目指すべき姿	31
2 計画の基本目標	32
3 計画の体系	34

第4章 基本となる施策の方向と具体的施策

基本目標1 男女の人権を尊重し認め合う基盤づくり	35
基本目標2 男女が共に活躍できる社会づくり	41
基本目標3 男女が共に安全・安心して暮らせるまちづくり	51

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の充実	58
2 関係機関、町民、関係団体等との連携・協働	58
3 計画の進捗管理・評価	58

- ・現状に合わせ、内容を更新
- ・赤字部分、委員意見反映
- ・黄色マーカーの項目 全文更新

1 第1章 計画の概要

2 1 計画策定の趣旨

3 国においては、平成 11（1999）年に、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の
4 我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられ、社会のあらゆる分野において
5 男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「男
6 女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」が公布・施行されました。

7 また、上記の法律に基づく国の計画として「男女共同参画基本計画（第 1 次）」
8 が平成 12（2000）年に策定され、その後見直しが続けられ、令和 2（2020）
9 年 12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

10 本町においては、男女共同参画の推進に関して基本理念を定め、その取組を町
11 民等と一体となって推進するために、平成 29（2017）年 3 月に「早島町男女共
12 同参画推進条例」を制定しました。

13 また、条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定
14 めて総合的かつ計画的に推進し、男女の人権が尊重され、あらゆる分野において
15 その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、「第 3 次早島町男女共
16 同参画基本計画」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定し、様々な施策を推進し
17 てきました。

18 社会の状況としては、少子高齢化が進展し、人口減少社会が本格化するととも
19 に、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成に大きな変化が生じる中、**女性の活
20 躍を推進することは女性本人の経済的自立や自己実現につながるのみならず、社
21 会全体の持続可能性の向上にきわめて重要です。**

22 さらに、デジタル技術は我々の生活に深く浸透しつつあり、本町においても、
23 少子高齢化・人口減少社会を克服し、町民生活をより豊かにしていくため、あ
24 らゆる産業や社会生活、行政サービスに ICT を積極的かつ最大限に取り入れていく
25 必要があります。

26 一方、新型コロナウイルス感染症の流行により、非正規労働者の割合が高い女
27 性の雇用への影響や DV 等の発生のリスクの増加等の課題が顕在化してきてお
28 り、その対応が求められています。

29 国連においては、平成 27（2015）年 9 月に持続可能な開発目標（SDGs）を
30 含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残
31 さない」社会を目指して国際社会が一致して取組を進めており、「すべての人々の
32 人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成

- ・現状に合わせ、内容を更新
- ・赤字部分、変更箇所
- ・黄色マーカーの項目 全文更新

1 することを旨とする」ことがうたわれています。

2 このような社会的な情勢を踏まえるとともに、これまでの取組の進捗状況とア
3 ンケート調査結果を基に第3次計画を見直し、「第3次早島町男女共同参画基本
4 計画（はやしまウィズプラン）【中間見直し版】」を策定します。

5

6 2 計画の性格と役割・構成

7 (1) 性格と役割

8 本計画は、男女共同参画社会基本法及び早島町男女共同参画推進条例第8条
9 1項に基づく、町の基本計画として位置づけられるものであり、第5次早島町
10 総合計画で施策の一つとして掲げている「男女共同参画の推進」に取り組むた
11 めの基本指針となるものです。

12

13 (2) 構成

14 本計画は、第1章「計画の概要」、第2章「早島町における男女共同参画の現
15 状と課題」、第3章「計画の目指すべき姿」、第4章「基本となる施策の方向と
16 具体的施策」、第5章「計画の推進体制」で構成します。

17

18

19 3 国の掲げる基本的な視点及び取り組むべき事項

20 国の第5次基本計画において、次の通り基本的な視点及び取り組むべき事項が
21 あげられており、本計画においてもこれらを踏まえて計画を策定します。

22 ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あら
23 ゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映
24 することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも
25 不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力
26 ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。

27 ② 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程
28 度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指
29 導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、
30 誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に

- ・現状に合わせ、内容を更新
- ・黄色マーカーの項目 全文更新

偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。

③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。

④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。

⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。

⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。

⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。

⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

4 岡山県の計画の基本的な視点

岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」においては、「男女の人権の尊重とパートナーシップの確立」、「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点」、「女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援」、「さまざまな主体との協働の推進」の4つを基本的な視点としており、本計画においてもこれ

- ・現状に合わせ、内容を更新
- ・全文更新

1 らの視点を踏まえて計画を策定します。

2 <男女の人権の尊重とパートナーシップの確立>

3 男女共同参画社会は、男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と
4 能力を発揮することで、実現できるものです。そのためには、直接的か間接的
5 かを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮
6 する機会が確保されることや、男女間における暴力が根絶されることなど、男
7 女の人権が尊重されなければなりません。

8 <「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に気づく視点>

9 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、
10 社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」
11 があり、これらを「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)
12 といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの
13 価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

14 「社会的・文化的に形成された性別」が性差別、性別による固定的役割分担、
15 偏見などにつながっている場合には、これらが社会的、文化的に作られたもの
16 であることを意識して、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

17 <女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援>

18 男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性のエンパワーメント
19 (女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動
20 していくこと)が重要です。

21 また、チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でも、チャレンジ
22 できるような支援も求められています。

23 <さまざまな主体との協働の推進>

24 男女共同参画社会の実現には、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業な
25 ど多様な主体と協働(複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共
26 に力を合わせて活動すること)して、取り組むことが重要です。

27

28

- ・現状に合わせ、内容を更新
- ・赤字部分、変更箇所

1 5 計画の位置づけ

2 この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項の規定及び平成 29
3 (2017) 年3月に制定の早島町男女共同参画推進条例第8条第1項に基づく計画
4 であり、本町におけるまちづくりの指針である「第5次早島町総合計画」を上位計
5 画とした、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた
6 めのものです。

7 また、人口減少の課題克服に向けた本町の施策展開の戦略を示す「早島町定住促
8 進マスタープラン(早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略)」をはじめ、「早島町
9 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」「早島町地域福祉計画」、「第2期す
10 くすく早島子ども・子育て応援プラン(第2期早島町子ども・子育て支援事業計画)」
11 及び「早島町特定事業主行動計画」等の関連計画と連携を図り、施策を推進します。

12 また、本町における現状や課題に応じた施策を検討するとともに、国や県が定め
13 る方針と整合を図り、その方針に則るものとします。

14 なお、本計画の基本目標2は、「女性活躍推進法」(平成27(2015)年)第6条
15 第2項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている、区域内における女
16 性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(早島町推進計画)
17 として位置づけることとします。

18 また、本計画の基本目標3のうち「男女間のあらゆる暴力の根絶」は、「DV防止
19 法」(平成13(2001)年)第2条の3第3項に基づく「早島町基本計画」として
20 位置づけることとします。

21

22 6 計画の期間

23 本計画の期間は、平成29(2017)年度を初年度とし、令和3年度(2021)
24 を中間年度、令和8(2026)年度を最終年度とする10年とします。

25

- ・黄色マーカーの項目 全文更新
- ・グラフの時点修正

第2章 早島町における男女共同参画の現状と課題

1 早島町の状況

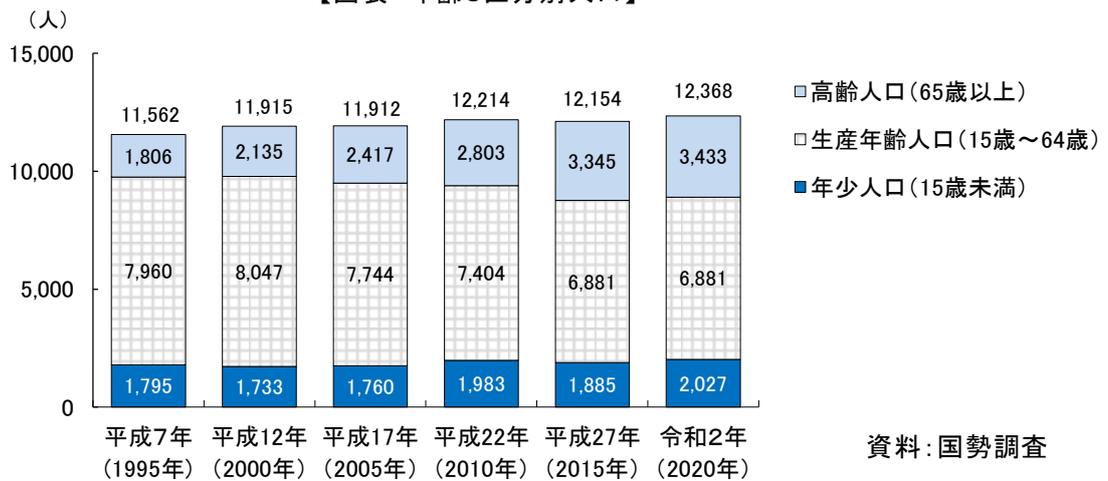
(1) 人口の推移

本町の国勢調査による人口は、平成7（1995）年では11,562人、令和2（2020）年では12,368人と増加しています。

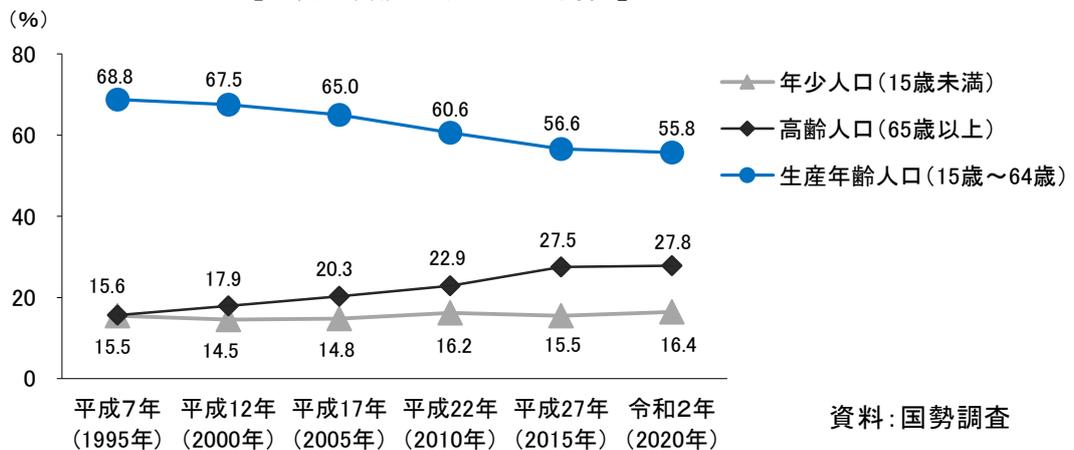
一方、年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15歳～64歳）は横ばい、高齢者人口（65歳以上）が増加傾向にあります。

全国的に人口が減少する中、本町は横ばいあるいは増加している状況ですが、高齢化は進行しており、だれもが活躍する男女共同参画社会の実現は、地域社会全体の持続可能性の向上にきわめて重要です。

【図表 年齢3区分別人口】



【図表 年齢3区分別人口割合】

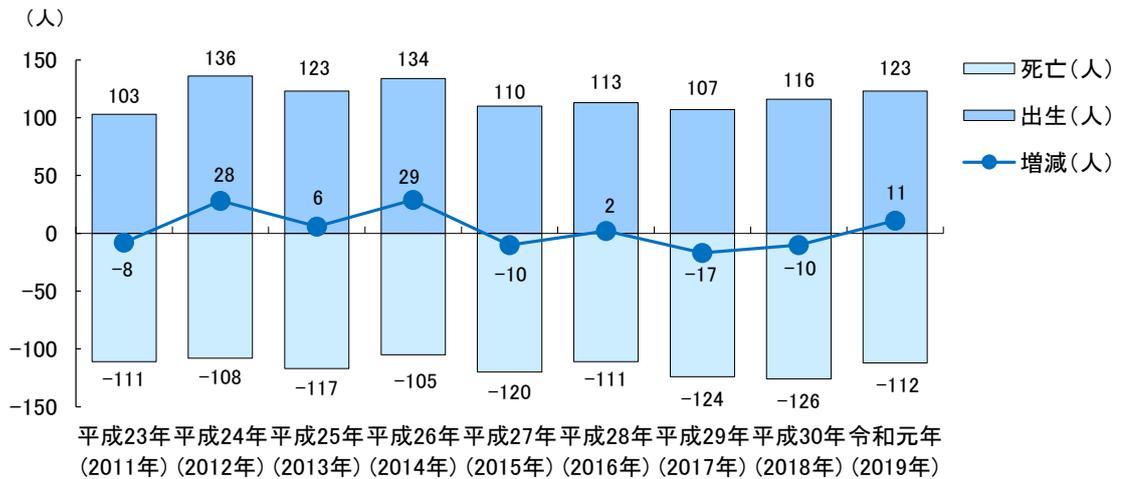


- ・ 記載内容を変更
- ・ 出生率・死亡率は削除

1 (2) 出生・死亡

2 平成 29 (2017) ~平成 30 (2018) 年度には 2 年連続で死亡数が出生数を上回る自然減となりましたが、令和元 (2019) 年度は再び自然増に転じています。

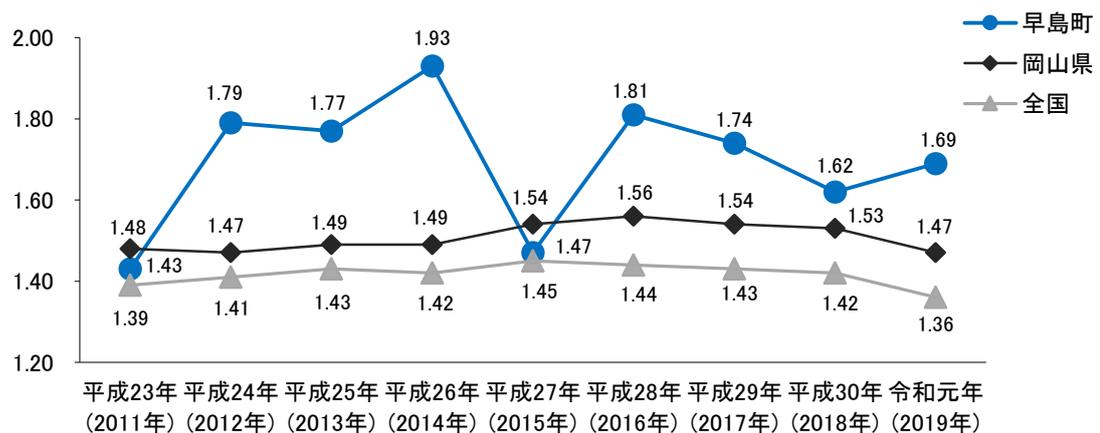
5 【図表 出生・死亡数の推移】



16 資料:住民基本台帳

17 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、
18 岡山県、全国と比較して高くなっています。

20 【図表 合計特殊出生率の推移】



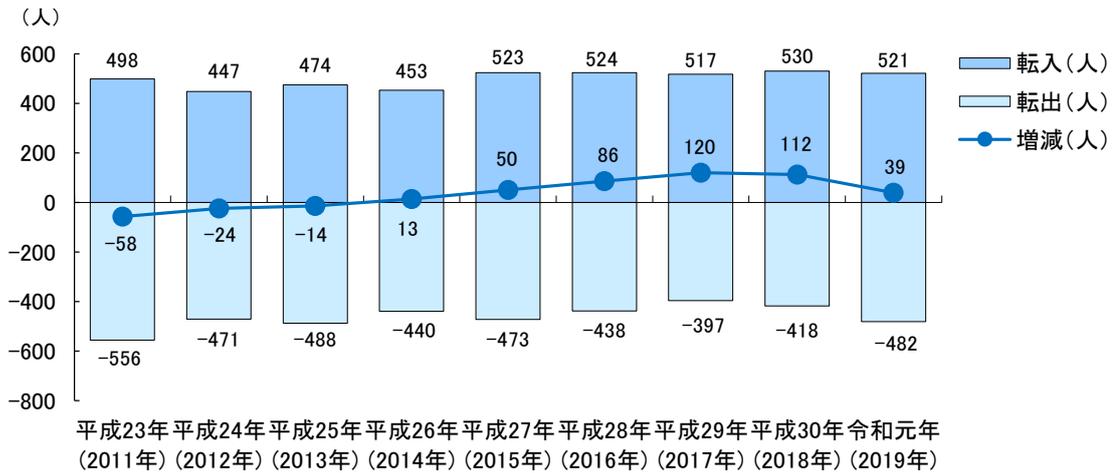
資料:岡山県衛生統計年報(令和元(2019)年は試算値)

- ・転入・転出人口追加
- ・婚姻・離婚件数、平均初婚年齢削除
- ・未婚率追加

1 (3) 転入・転出人口

2 平成 26 (2014) 年度以降は転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が
3 続いていますが、平成 30 (2018) 年度以降はその値が下がっています。

4 【図表 転入・転出者数の推移】

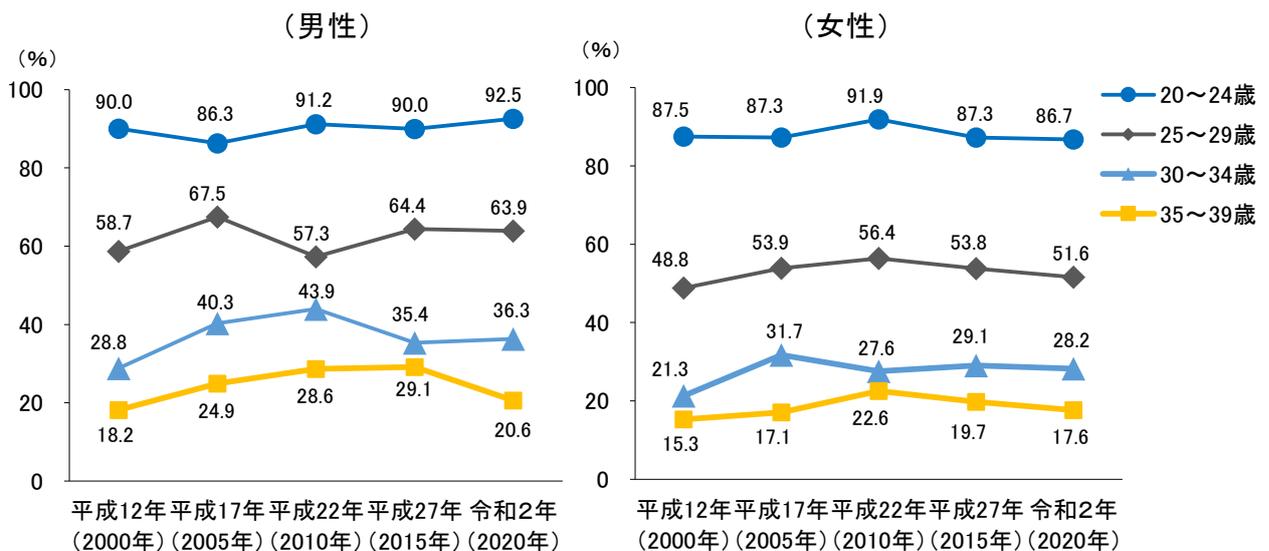


14 資料:住民基本台帳

15 (4) 未婚率の推移

16 本町の令和 2 (2020) 年の未婚率を平成 12 (2000) 年と比較すると、女
17 性の 20~24 歳を除く全ての年代で上昇しています。

18 【図表 未婚率の推移】



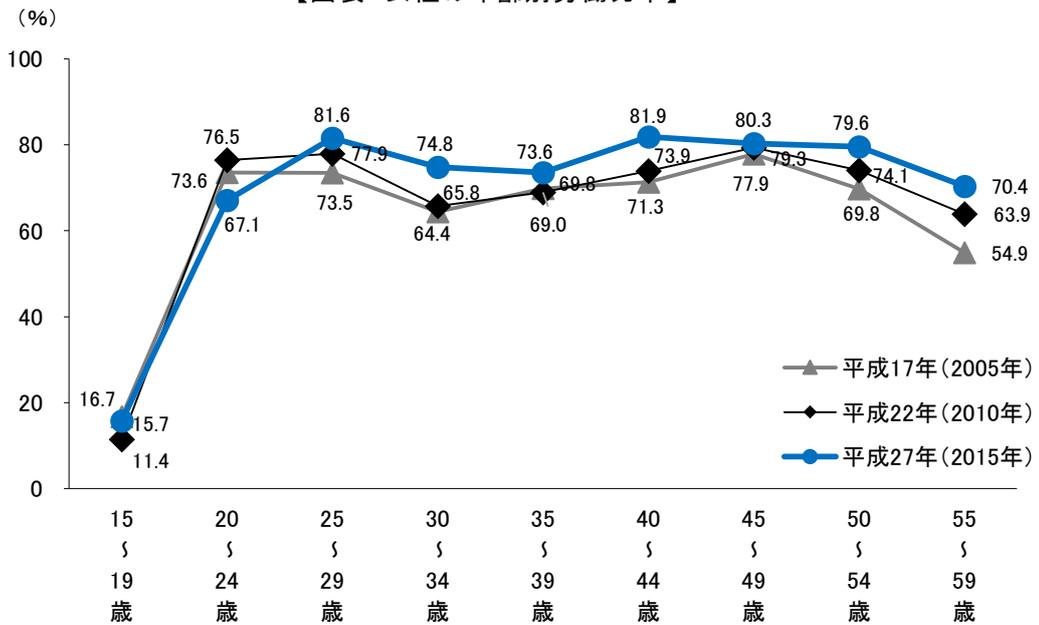
30 資料:住民基本台帳

・経年変化に変更

1 (5) 労働力率の状況

2 本町の、女性の年齢別労働力は、30歳代において落ち込むM字カーブを示
3 していますが、平成27(2015)年の落ち込みは平成22(2010)年よりも
4 小さくなっています。

【図表 女性の年齢別労働力率】



資料: 国勢調査

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

2 第3次計画のこれまでの取組と課題

(1) 男女の人権を尊重し認め合う基盤づくりについて

【成果目標】

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は 8.3 ポイント上昇し、人権に関する講座への延べ出席者数も伸びており目標を達成していますが、他の4指標は未達成となっています。

指標	平成28年度	目標値	現状値(令和3)	達成状況
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	65.9%	67.6%	74.2%	達成
学校教育で性別による不平等な取扱いが行われていないと感じている(平等と感じている)人の割合	55.7%	66.4%	54.2%	未達成
社会通念・慣習・しきたりなどで性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている(平等と感じている)人の割合	11.7%	14.1%	11.9%	未達成
社会全体で性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている(平等と感じている)人の割合	13.3%	15.9%	15.8%	未達成
人権に関する講座への延べ出席者数	50人 (平成25)	60人	103人 (令和2)	達成
男女共同参画に関する講座やセミナーへの参加者数	22人	30人	27人 (令和2)	未達成

施策の方向1 社会制度・慣行の見直しと啓発の充実について

【主な取組】

- 男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動等の際に、広報紙に男女共同参画に関する記事を掲載するとともに、ホームページの男女共同参画に関する掲載を拡充するなど啓発を行いました。
- 企業のポジティブ・アクションを促進するため、広報紙やホームページで、岡山県との連携による女性向け就職面接会や、高梁川流域連携事業を活用した働き方改革セミナー等の情報提供を行いました。
- 町民の意識改革を促進するため、人権教育講演会を年に4回、男女共同参画料理教室を年に1回開催しました。

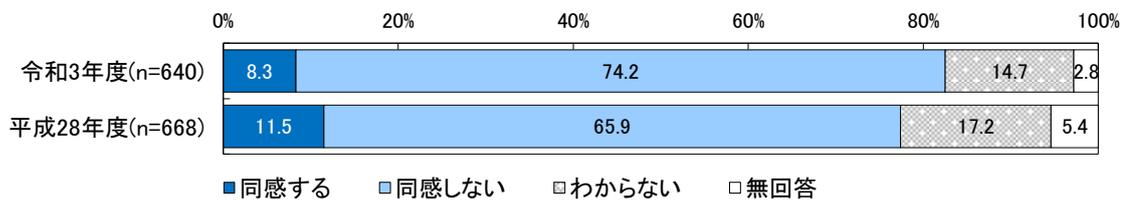
・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人権教育講演会延べ参加者数	71人	59人	143人	103人
男女共同参画料理教室参加者数	22人	19人	13人	—

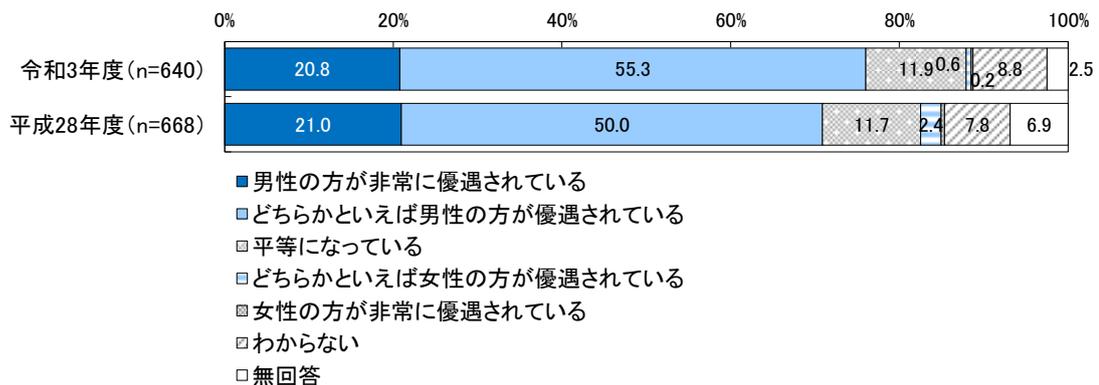
【主なアンケート結果】

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は74.2%であり、前回調査よりも8.3%上昇し、目標を達成しています。
- 社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の平等感について、「平等になっている」と回答した人の割合は11.9%であり、目標に達していません。
- 社会全体での男女の平等感について、「平等になっている」と回答した人の割合は15.8%であり、前回調査よりもやや上昇し、目標に近づいています。
- 行政や男女共同参画等に関する情報の入手方法について、「町のホームページ」、「町の刊行物（広報紙、パンフレット等）」が4割台で上位となっています。

【図表 性別役割分担意識について（前回調査結果との比較）】

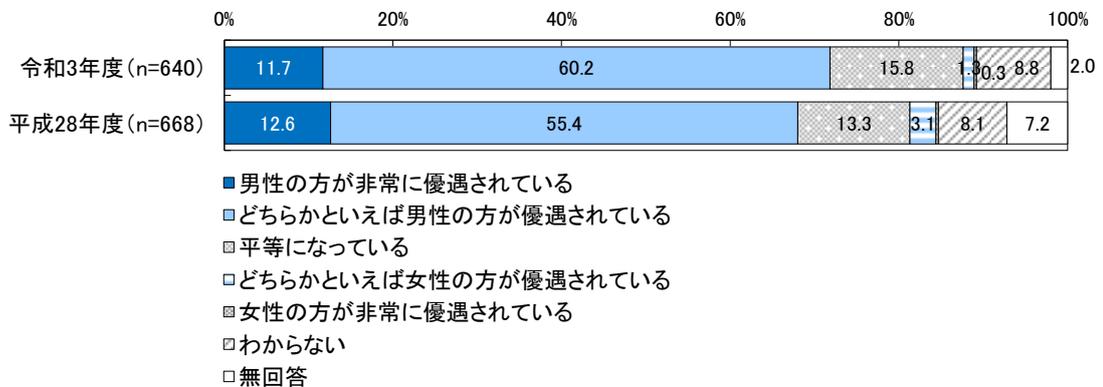


【図表 社会通念・慣習、しきたりなどでの男女の地位の平等感（前回調査結果との比較）】

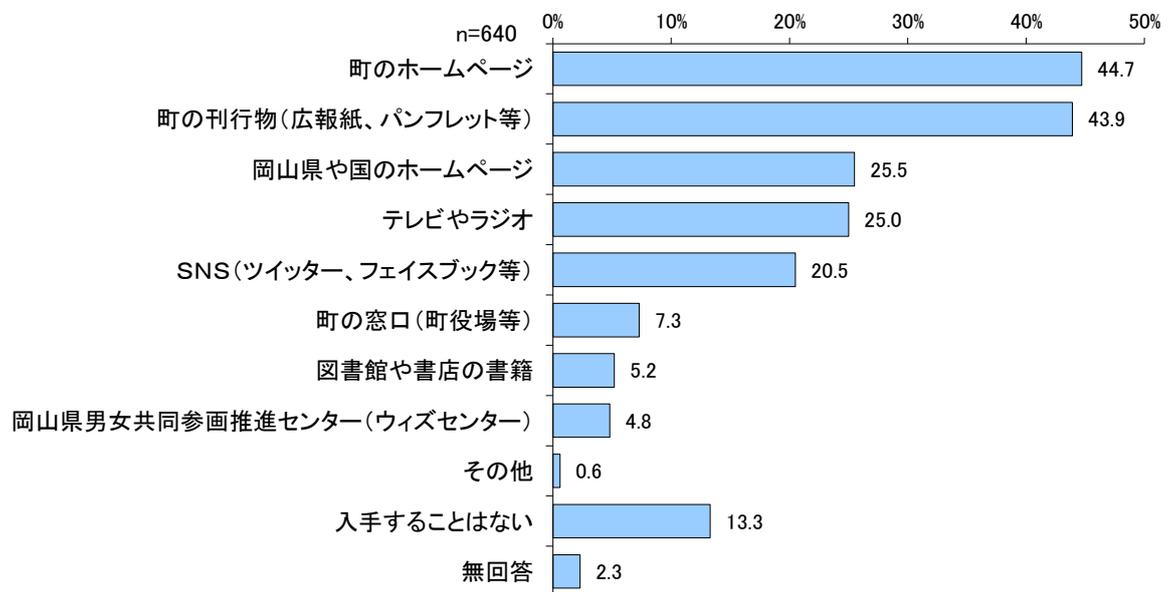


・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 社会全体での男女の地位の平等感（前回調査結果との比較）】



【図表 行政や男女共同参画等に関する情報の入手方法】



【課題】

性別役割分担意識や女性の就労継続についての考え方等の町民の意識は変わりつつありますが、社会通念・慣習・しきたりなどや、社会全体において男女平等が実現されていると感じる町民の割合は依然として低くなっています。

町の広報紙への情報の掲載は、回数や内容が限られているため、今後は掲載回数を増やすとともに、より効果的な啓発となるよう内容の充実を図る必要があります。

また、講座や講演会について、性別や年齢に関わりなく多くの町民が関心を持って参加できるよう、周知方法や内容の充実を図ることが必要です。

1 施策の方向2 家庭・学校園・地域における男女平等教育の推進について

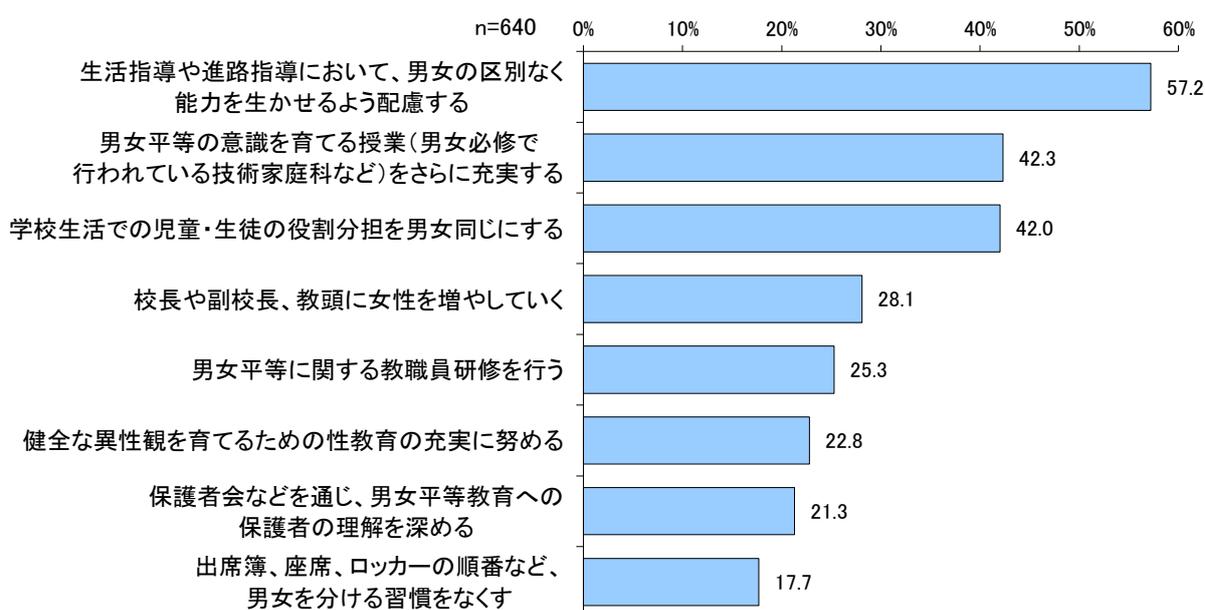
2 【主な取組】

- 3 ▶ 女性の人権相談について周知するとともに、性的マイノリティ（LGBT
4 等）に関する人権啓発について広報紙へ掲載を行いました。
- 5 ▶ 人権意識の高揚を図るため、小学4年生と中学1年生の総合的な学習の時
6 間で、福祉を中心とした単元学習プログラムを作成しており、その中でL
7 LGBTや男女平等などの内容を取り扱いました。

8
9 【主なアンケート結果】

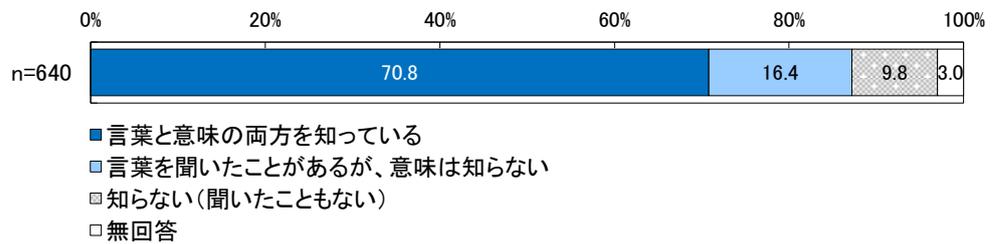
- 10 ▶ 男女平等を推進していくために学校で行うとよい取組について、「生活指導
11 や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」が
12 57.2%と最も高く、「男女平等の意識を育てる授業（男女必修で行われて
13 いる技術家庭科など）をさらに充実する」、「学校生活での児童・生徒の役
14 割分担を男女同じにする」が続いています。
- 15 ▶ 性的マイノリティ（LGBT等）について、70.8%の町民が知っている
16 と回答しています。
- 17 ▶ 性的マイノリティの人の生活環境について、「暮らしやすいとは思わない」
18 （「暮らしやすいとは思わない」＋「あまり暮らしやすいとは思わない」）
19 と回答した人の割合は71.3%となっています。

20
21 【図表 男女平等を推進していくために行うとよい学校教育（上位8項目）】

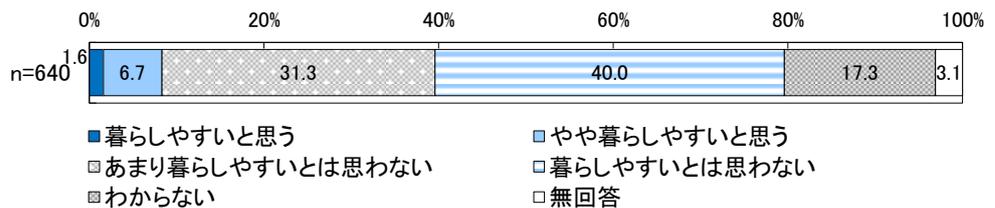


・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 性的マイノリティ（LGBT等）の認知度】



【図表 性的マイノリティの人にとっての生活環境】



【課題】

多くの町民が、学校教育における男女平等を推進していくための取組の必要性を感じており、今後も学習を通して、自分の生き方を振り返り、誰もが過ごしやすい町にするために自分にできることを考え、社会貢献意識を高めることが重要です。

多くの町民が、性的マイノリティ（LGBT等）の人にとって、偏見や差別などによって暮らしづらい社会だと感じている状況であり、性的指向・性自認に関する正しい知識や、理解を促進するための取組を進めるとともに、生活しやすい環境づくりを進める必要があります。

施策の方向3 男女共同参画を進める人材育成について

【主な取組】

- ▶ はやしま学「まなびの舎」において、人権教育推進協議会と連携し、人権教育講演会を開催することで、知識を深め自己を磨き、地域で活躍できる人材の育成を行いました。

【課題】

リーダーが活躍できる場を増やし、活躍の場を継続させていく必要があります。

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

（２）男女が共に活躍できる社会づくりについて

【成果目標】

5指標中、4指標で目標を達成しており、特に、就職で性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている（平等と感じている）人の割合、審議会など委員の女性比率は大きく伸びています。

指標	平成28年度	目標値	現状値(令和3)	達成状況
介護休業制度を利用したことがある人の割合	2.1% (平成27)	2.5%	1.9%	未達成
就職で性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている(平等と感じている)人の割合	19.0%	22.8%	35.0%	達成
女性が働きやすい状況にあると思う人の割合	28.0%	30.8%	31.5%	達成
本町の管理職に占める女性の割合	8.3% (平成26)	10.0%	16.0%	達成
審議会など委員の女性比率	17.7% (平成26)	30.0%	35.4%	達成

施策の方向1 家庭生活における男女共同参画について

【主な取組】

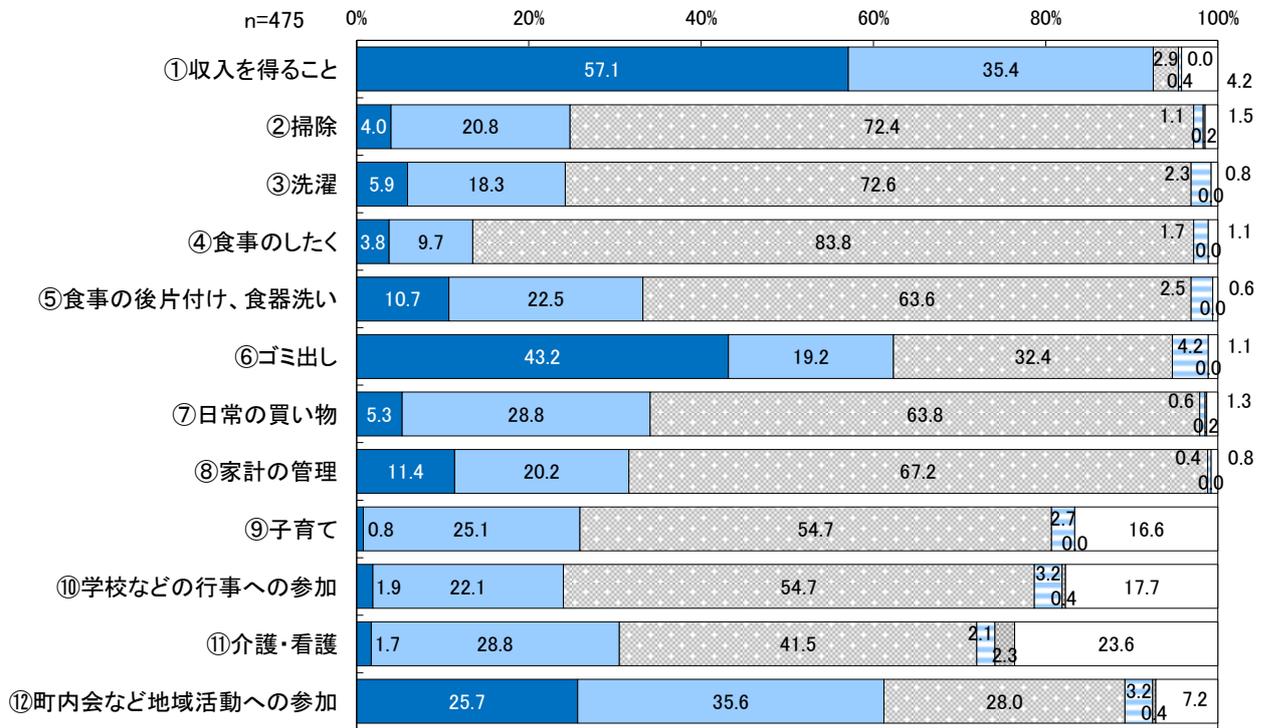
- 男性の家事・育児等に対する意識改革を促進するため、男性を対象とした料理教室を2年に1回、小学生を対象とした男女共同参画料理教室を年1回開催しました。

【主なアンケート結果】

- 家庭内での役割分担について、「掃除」、「洗濯」、「食事のしたく」、「食事の後片付け、食器洗い」、「子育て」、「学校などの行事への参加」、「介護・看護」等は、「妻が主に担当している」と回答した人の割合が高いなど、多くの家事や子育てについて主に妻が中心に担っている結果となっており、共働きであっても大きく変わらない状況です。
- 男女が共に家事等に積極的に参加するために必要だと思うことについて、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」と回答した人の割合が最も高く、また、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」、「家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること」も上位となっています。

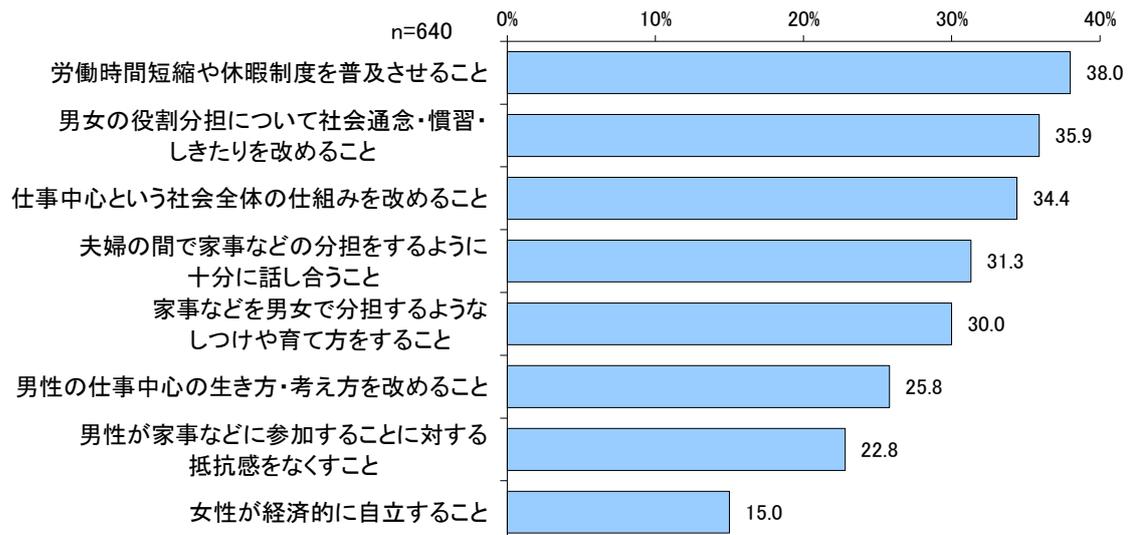
・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 家庭内での役割分担】



- 夫が主に担当している
- 妻と夫で同じ程度に分担している
- 妻が主に担当している
- その他の家族(親や子ども等)が主に担当している
- 家族以外(民間サービス等)が行っている
- 無回答

【図表 男女がともに家事等に積極的に参加するために必要だと思うこと(上位8項目)】



1 【課題】

2 共働き世帯が増加している中、家庭内の家事や育児は妻である女性が中心と
3 して担っている状況があり、男性の参画を進めるために必要なこととして、社
4 会通念等を改めるとともに夫婦間等でのコミュニケーションが上位となっ
5 ています。

6 子どものころから、家庭における家事や育児を男女で共に担うことの重要性
7 の理解を深める教育を推進するとともに、育児や介護を男女で共に担うための
8 意識啓発や情報提供を、関連する事業と連携して進めることが重要です。
9

10 施策の方向2 男女が均等に働き続けられる環境づくりについて

11 【主な取組】

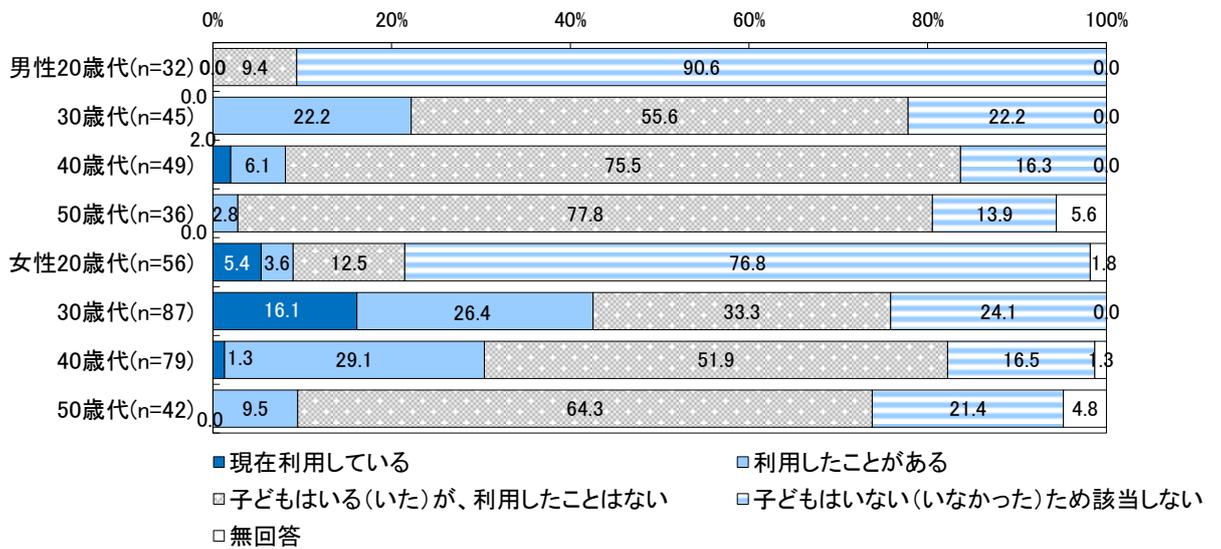
- 12 ▶ 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間と
13 して、早島町特定事業主行動計画を策定し、職員のワーク・ライフ・バラ
14 ンスの実現に向けて取組を行いました。
- 15 ▶ ニーズに応じて、教育・保育事業の充実を図りました。
- 16 ▶ 子育て中の親子や妊産婦が幼稚園や保育園、町で実施する子育て支援事業
17 などを円滑に利用できるよう、子育て支援コンシェルジュを配置し、相談・
18 助言を行いました。
- 19 ▶ 出産・子育て・介護等により離職した人の再就職を支援するため、無料職
20 業紹介所の利用者に対して職業紹介や求人情報の提供を行い、必要に応じ
21 てハローワークが行う職業訓練等についての情報提供を行いました。
22

23 【主なアンケート結果】

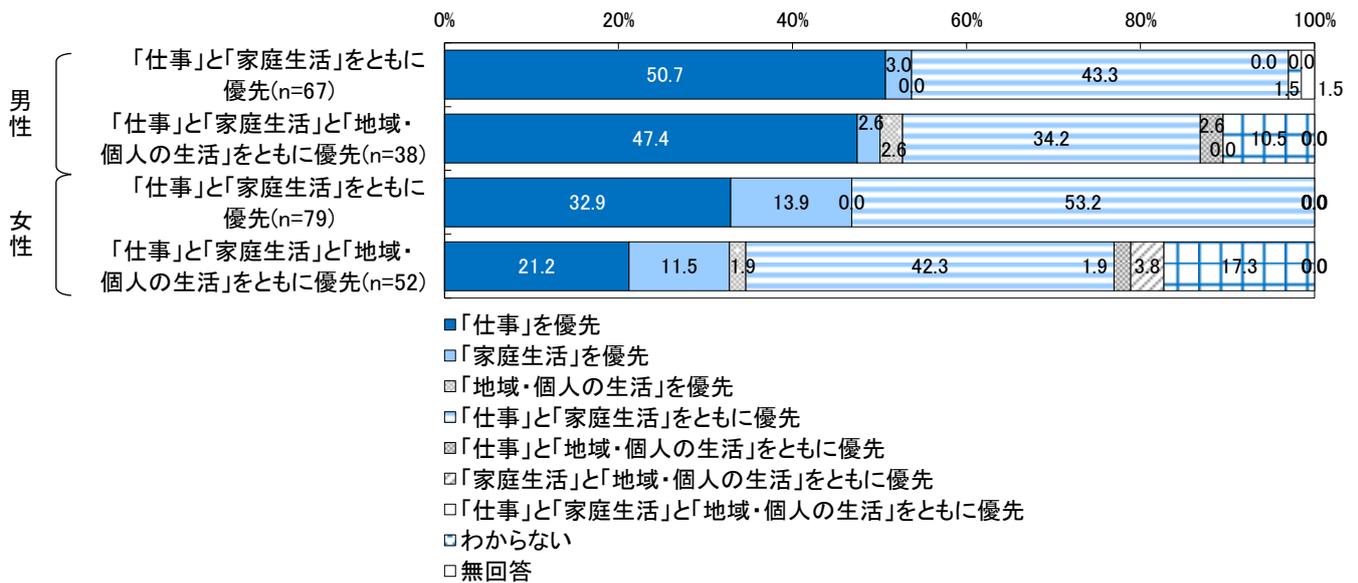
- 24 ▶ 育児休業制度の利用状況について、「利用経験がある」（「現在利用している」
25 +「利用したことがある」）と回答した人の割合は、女性30歳代では
26 42.5%、女性40歳代では30.4%であり、男性30歳代では22.2%、男
27 性40歳代では8.1%となっています。
- 28 ▶ ワーク・ライフ・バランスについて、「仕事」と「家庭生活」をともに優先
29 したい層で、現実では「仕事」を優先している人の割合は男性で50.7%、
30 女性で32.9%となっており、現実では「家庭生活」を優先している人の割
31 合は女性で13.9%となっています。
- 32 ▶ ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なと思うことについて、「労働時間
33 の短縮や休日の増加を促進する」、「保育施設や介護のための施設・サービ
34 スを拡充する」と回答した人の割合が4割台で上位となっています。

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 育児休業制度の利用状況（性・年齢別）】

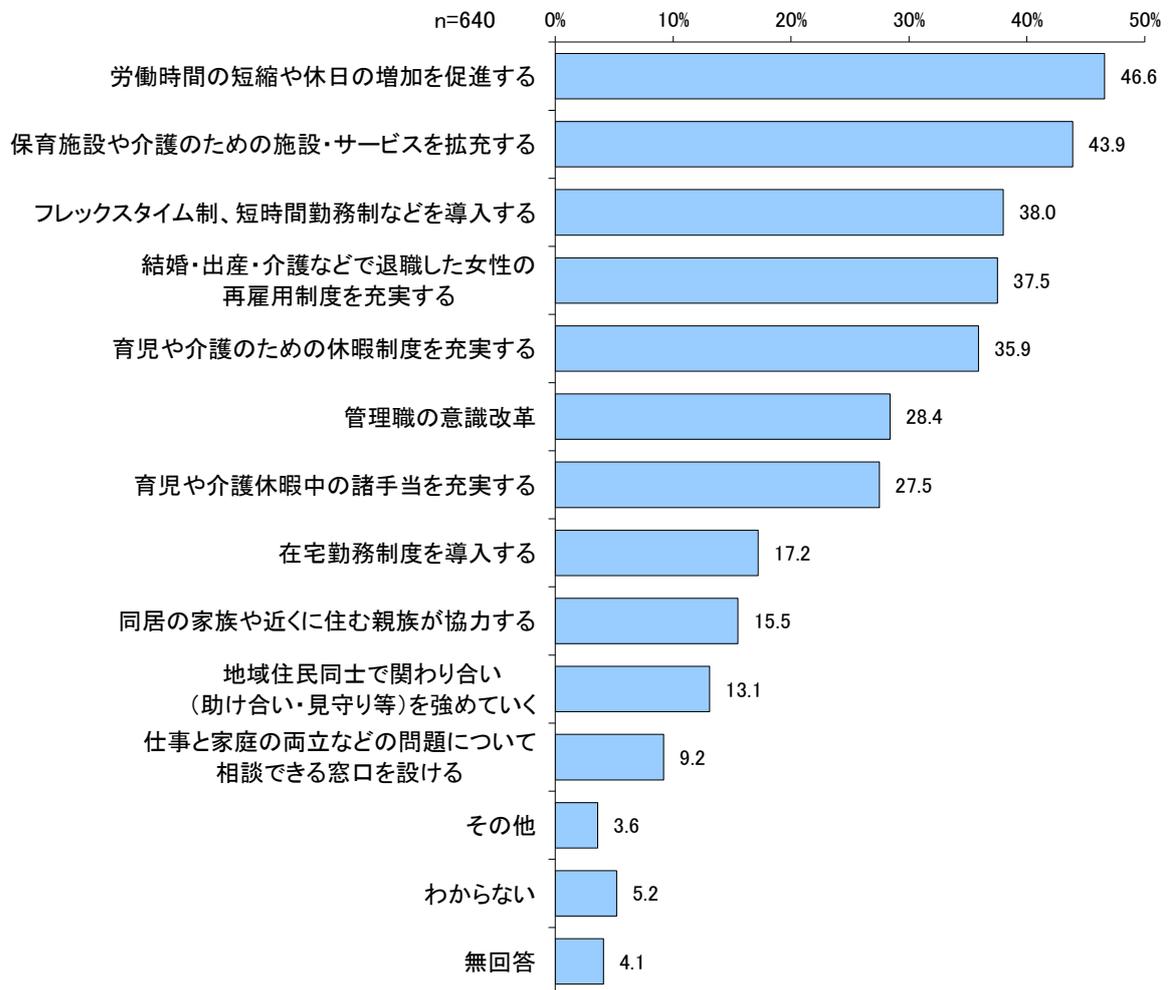


【図表 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」に関する現実・現状（性・「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」に関する希望別）】



・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なと思うこと】



【課題】

家庭生活と仕事や地域の活動等を両立できている人の割合は上昇したものの4割程度にとどまっており、仕事や家庭優先の状況であり、企業や事業所の取組を促進するための取組や、保育サービス、介護サービスの提供等の取組についてさらに推進することが重要です。

育児休業制度の利用経験がある男性は1割に満たず、介護休業制度の利用経験がある割合も男女ともにわずかとなっており、町職員における令和2年（2020）度の男性の育児休業取得者も0人であることから、制度を利用しやすくするための職場環境の整備が必要です。

出産・子育て・介護等により離職した人の再就職を支援するための情報提供は、来庁者への対応が主であったため、情報提供方法の充実を図ることが必要です。

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

1 施策の方向3 女性の活躍の場の拡大について

2 【主な取組】

- 3 ▶ 各種審議会等への委員の就任に際して積極的に女性の就任を促すことにより、女性委員の割合は上昇しており、令和3（2021）年度には国の示す目標の30%を超えています。

事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
審議会など委員の女性比率	22.1%	22.9%	21.4%	27.9%	35.4%

6

- 7 ▶ 早島町職員の管理職に占める女性の割合は、管理職に該当する年代の職員の女性割合が少ないため、低い状況です。

8

事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本町の管理職に占める女性の割合	26.1%	13.0%	11.5%	14.8%	16.0%

9

10 【主なアンケート結果】

- 11 ▶ 政治の場での男女の平等感について、「平等になっている」と回答した人の割合は10.0%であり、前回調査（15.7%）よりも低下しており、「男性優遇」と回答した人の割合が76.6%となっています。
- 12
- 13
- 14 ▶ 町の施策等に女性の意見や考え方が「反映されていない」（「ほとんど反映されていない」＋「あまり反映されていない」）と回答した人の割合は26.1%であり、反映されていない理由として、「女性議員が少ない」、「自治会長や組合団体、地域組織リーダーに女性が少ない」が上位となっています。
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19 ▶ 職場の管理職や役員への就任を依頼された場合に「引き受ける」と回答した人の割合は、男性で44.1%、女性で23.7%であり、断る理由として、男女ともに「責任が重くなるから」との回答が最も高くなっていますが、女性では「仕事と育児の両立が困難になるから」との回答も38.8%と高くなっています。
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24

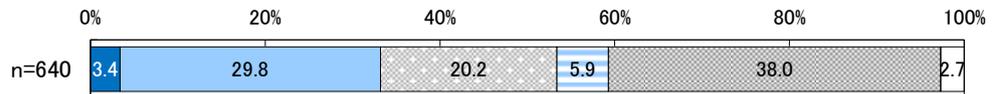
・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 政治の場での男女の地位の平等感】



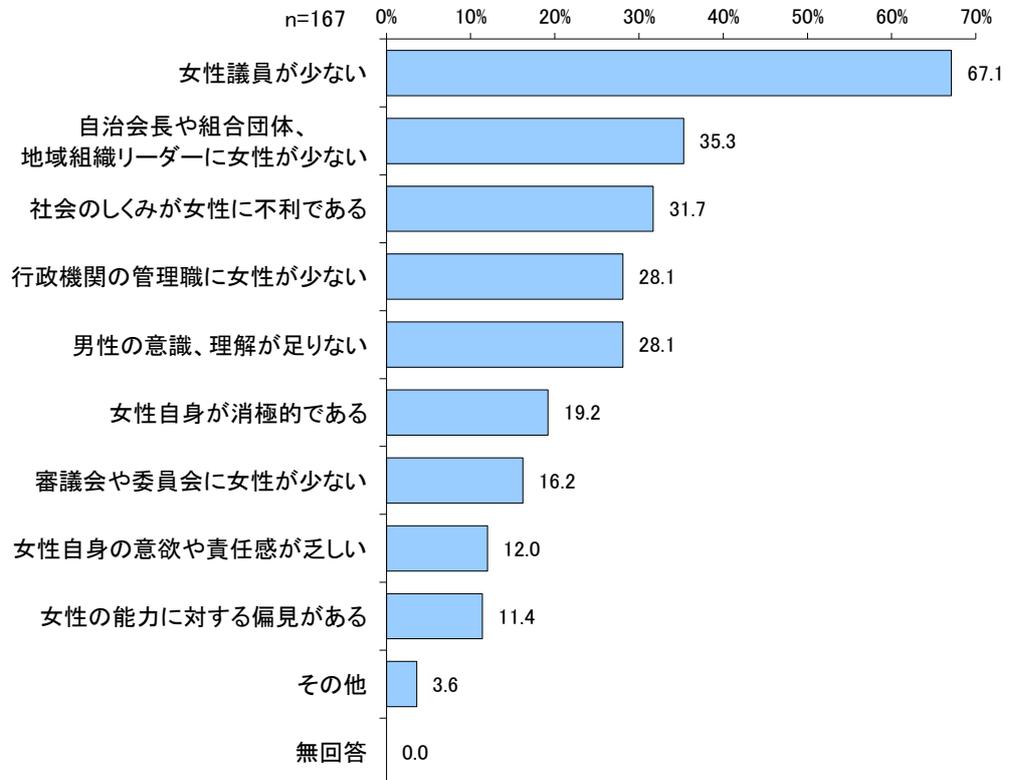
- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

【図表 早島町の施策等に関する女性の意見の反映の状況】



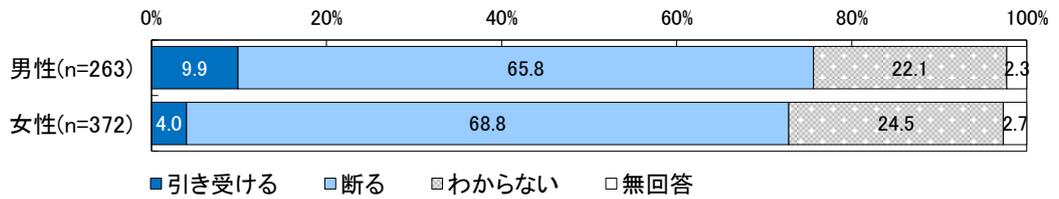
- 十分反映されている
- ある程度反映されている
- あまり反映されていない
- ほとんど反映されていない
- どちらともいえない
- 無回答

【図表 女性の意見が反映されていない理由】

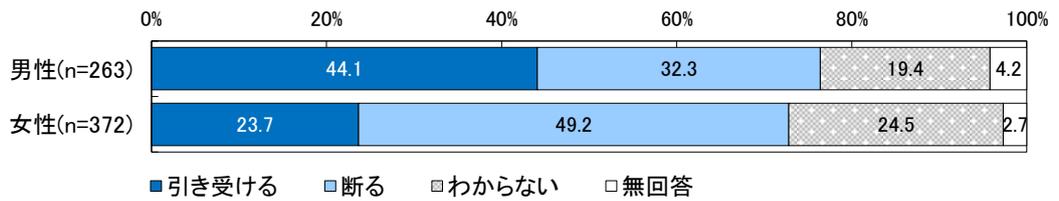


・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

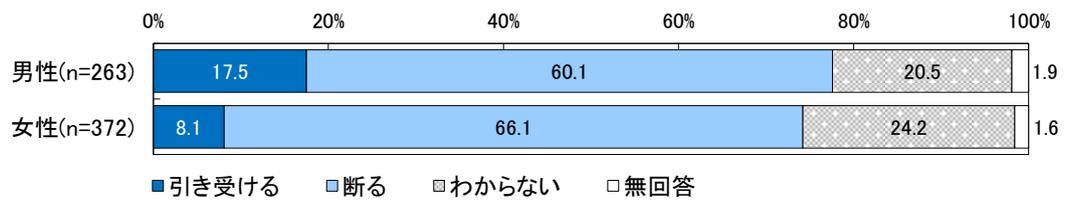
【図表 町長・町議会の議員への立候補の依頼に対する対応（性別）】



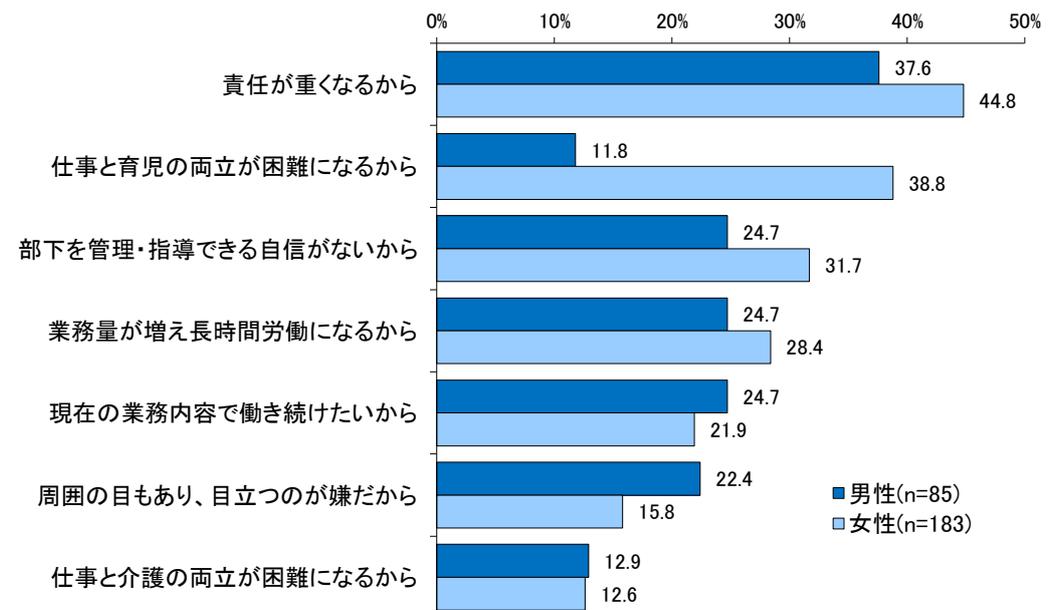
【図表 職場の管理職や役員への就任の依頼に対する対応（性別）】



【図表 自治会長、町内会長への就任の依頼に対する対応（性別）】



【図表 職場の管理職や役員への就任の依頼を断る理由/性別（上位7項目）】



・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

1 【課題】

2 町長・町議会議員への立候補や職場の管理職や役員、自治会長・町内会長へ
3 就任を依頼された場合に「引き受ける」と回答した割合は、いずれも女性は男
4 性よりも低くなっており、その理由として、「責任を果たせるだけの自信がない
5 から」、「仕事と育児の両立が困難になるから」との回答があがっています。

6 町の施策立案及び方針決定の場への女性の参画をさらに進めるとともに、その
7 取組や効果を町民や事業所に周知することが必要です。

8 意欲の向上や能力開発のための取組を推進するとともに、両立を支援するた
9 めの環境整備が必要です。

10
11 (3) 男女が共に安全・安心して暮らせるまちづくりについて

12 【成果目標】

13 地域社会で性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている（平等と
14 感じている）人の割合は 4.9 ポイント上昇し、目標を達成していますが、3 指標
15 は達成していません。

指標	平成 28 年度	目標値	現状値 (令和 3)	達成状況
地域社会で性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている(平等と感じている)人の割合	29.8%	34.5%	34.7%	達成
DV 被害を受けた人のうち相談しなかった人の割合	46.0%	36.8%	51.1%	未達成
20 歳以上の女性の子宮がん検診受診率	25.8% (平成 26)	30.0%	16.1% (令和 2)	未達成
40 歳以上の女性の乳がん検診受診率	—	30.0%	22.8% (令和 2)	未達成

16
17 施策の方向 1 生涯を通じた男女の健康支援について

18 【主な取組】

- 19 ➤ 心身の成長の科学的知識は体育・保健体育科、性に関する倫理的な面や人間関
20 係の重要性は道徳や特別活動など、学校教育活動全体を通じて取り組みまし
21 た。
- 22 ➤ 親やその家族が安心して出産を迎えるため、平成 29（2017）年より子育て
23 世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターを配置しました。
- 24 ➤ 母子保健コーディネーターを中心として保健師による妊婦面接、妊娠後期
25 の電話相談を全数実施し、その後の赤ちゃん訪問、乳幼児健診、教室等の
26 母子保健事業や個別支援を通して、妊娠期からの子育て期を通じた切れ目

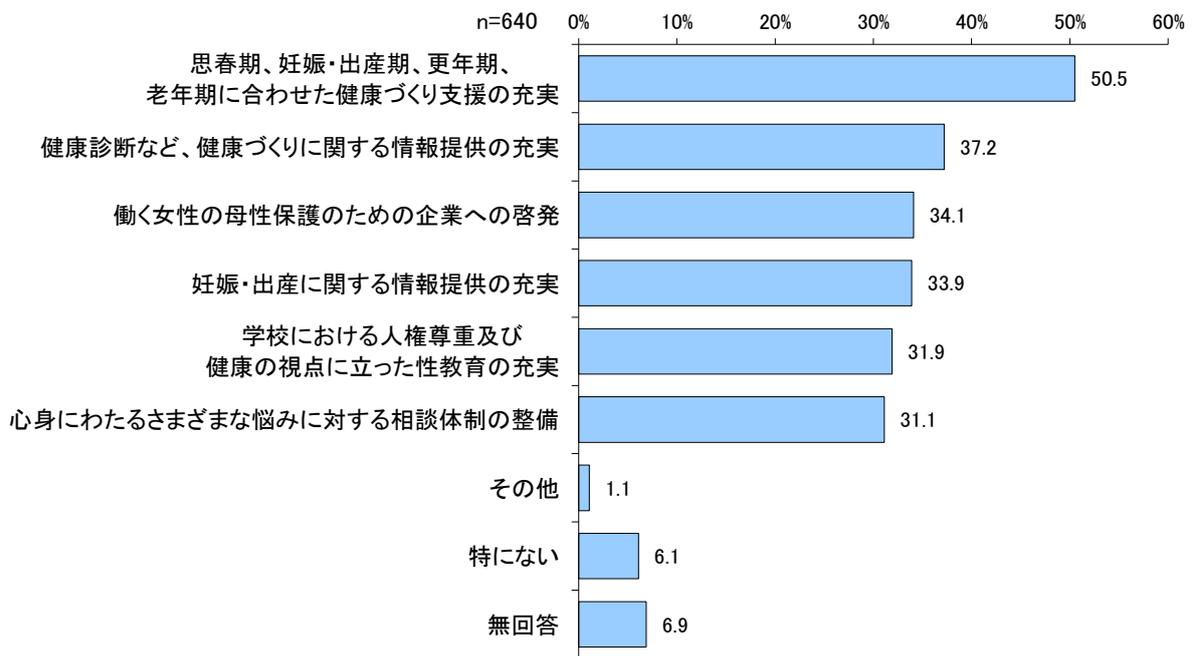
・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

のない支援を行いました。

【主なアンケート結果】

- 女性の生涯を通じた健康を支援するために必要なこととして、「思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期に合わせた健康づくり支援の充実」が5割を超えており、「健康診断など、健康づくりに関する情報提供の充実」も3割台後半となっています。

【図表 女性の生涯を通じた健康を支援するために必要なこと】



【課題】

身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重されるよう、男女の健康をライフステージに応じて包括的な支援、男女の性差に応じた健康支援が必要です。

安心して出産できる環境づくりにおいては、すべての親子が必要な支援を受けられることができるよう、今後も相談窓口や事業の周知を図るとともに、取組の充実を図る必要があります。

施策の方向2 生活困難を抱える人々への支援について

【主な取組】

- ひとり親家庭の自立した生活を促すため、児童扶養手当の面談等を通じ、ひとり親自立支援員と協力しながら支援機関へつなぐとともに、県の支援制度等の情報提供を行いました。

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

- 1 ➤ 障がいのある人等が地域で自立して暮らせるよう、令和3（2021）年10
 2 月1日から「早島町権利擁護・成年後見サポートセンター」を設置し、相
 3 談窓口を設けるとともに、専門職相談会を開催しました。
 4 ➤ 家庭の状況に関わらず子どもが安心して学べるよう、はやしま協働本部に
 5 おいて放課後と土曜日に小学生・中学生を対象に無料の学習塾（はやしま
 6 塾）を開催しました。

事業		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
水曜はやしま塾 (小学2・3年生、中学生)	実施回数	57回	67回	92回	72回
	延べ参加者数	752人	932人	1,863人	1,995人
金曜はやしま塾 (小学1年生)	実施回数	30回	18回	38回	25回
	延べ参加者数	629人	443人	1,045人	1,035人
土曜はやしま塾	実施回数	24回	22回	22回	24回
	延べ参加者数	1,639人	1,060人	1,349人	1,553人
土曜英会話塾	実施回数	12回	15回	15回	15回
	延べ参加者数	170人	159人	170人	185人

7

8 【課題】

9 新型コロナウイルス感染症に伴い、収入の減少等により生活困難を抱える人
 10 を早期に発見し、必要な対応や支援を迅速に行うため、相談窓口の周知、利用
 11 しやすい体制整備を推進する必要があります。

12 ひとり親家庭の自立を支援するための取組について、備中県民局健康福祉部
 13 や関係機関と連携しながら支援を行う必要があります。

14 成年後見制度の利用促進を図るため、制度や早島町権利擁護・成年後見サポ
 15 ートセンターの周知を行う必要があります。

16

17 施策の方向3 男女間のあらゆる暴力の根絶について

18 【主な取組】

- 19 ➤ 相談窓口の周知について、女性に対する暴力をなくす運動等の際に広報紙
 20 に掲載するとともに、ホームページには、24時間相談可能な国の相談窓口
 21 をページの上部に大きく掲載するよう変更し、DV被害者が必ず相談でき
 22 る窓口がわかるようにしました。

23

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

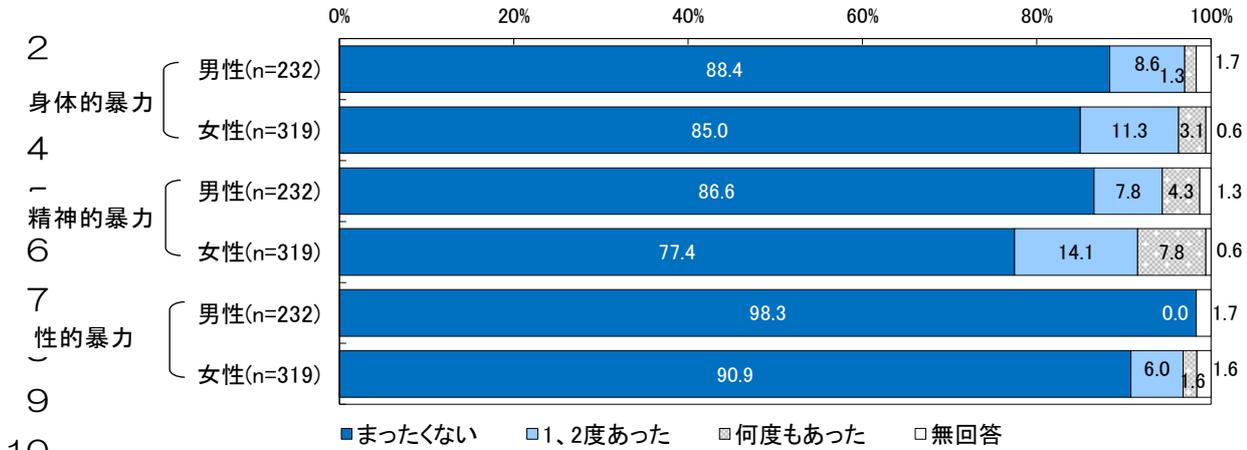
- 1 ➤ DV防止のための取組について、窓口や庁舎内の女子トイレに県作成のDV
2 V相談カードを常時設置するほか、女性に対する暴力をなくす運動の期間
3 中には、役場庁舎及び町民総合会館ゆるびの舎において、パネル及びリボ
4 ンツリーを展示し、啓発に努めました。
- 5 ➤ 成人式の配布物へ、県作成のDV相談カードや町作成の啓発資材を封入し、
6 若年層への啓発を行いました。
- 7 ➤ 庁内各課と連携してDV等の早期発見に努めるほか、警察や女性相談所と
8 連携し、一時保護等必要な場合には、迅速に対応しました。

9
10 【主なアンケート結果】

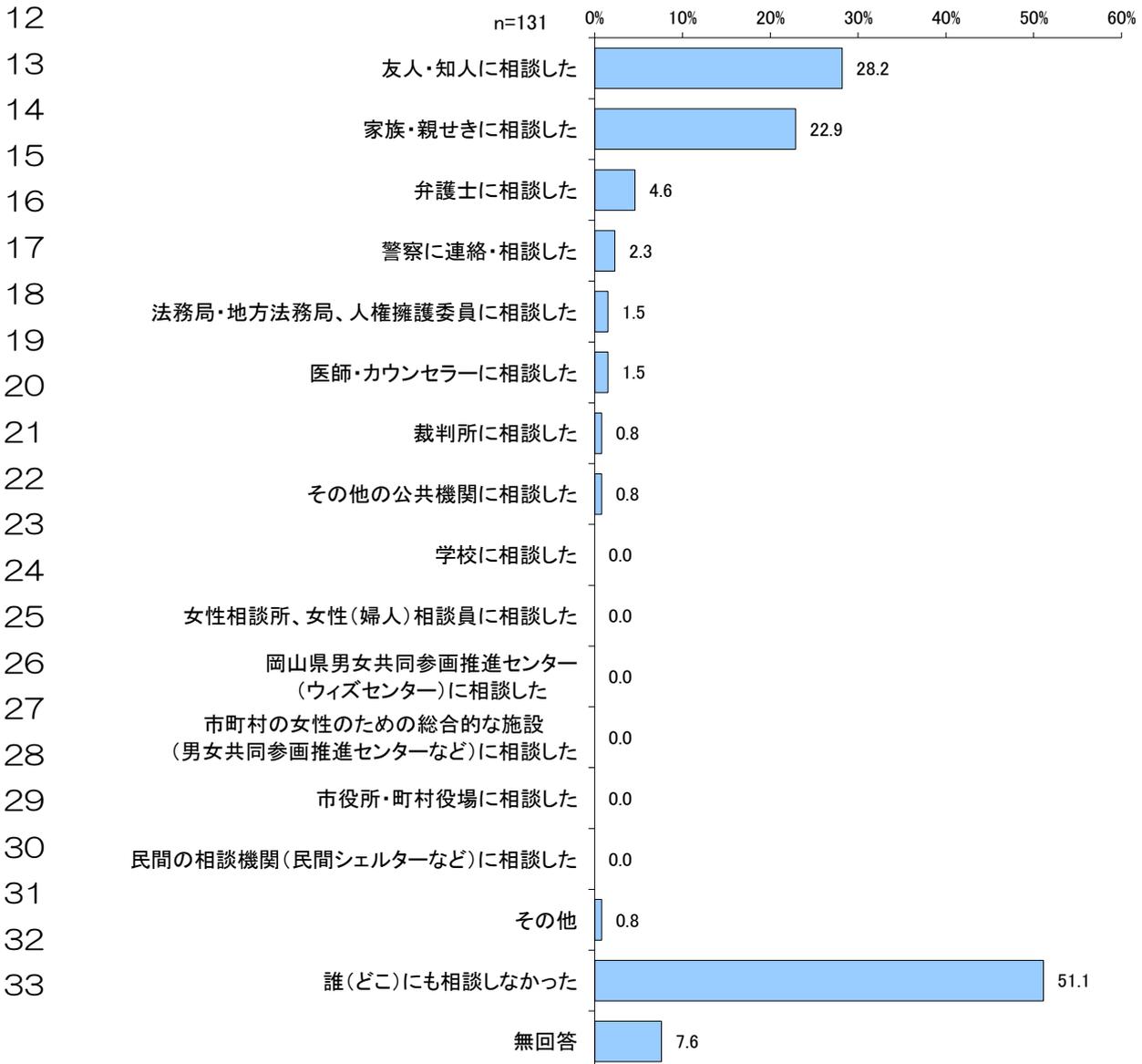
- 11 ➤ 配偶者やパートナーから、身体的暴力を受けた経験がある割合が男性で
12 9.9%、女性で 14.4%、精神的暴力を受けた経験がある割合が男性で
13 12.1%、女性で 21.9%、性的暴力を受けた経験がある割合が男性で 0.0%、
14 女性で 7.6%となっています。
- 15 ➤ 配偶者・パートナーや恋人から受けた暴力に関する相談の有無について、
16 「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が 51.1%であり、
17 前回調査より上昇し、目標を達成していません。
- 18 ➤ 配偶者・パートナーや恋人からの暴力に関する相談窓口の認知度について、
19 「知っている」と回答した人の割合が 40.9%、「知らない」と回答した人
20 の割合が 54.1%となっています。
- 21 ➤ 暴力に関して相談しやすくするために必要な相談体制について、「24 時間
22 相談ができる」と回答した人の割合が 55.8%と最も高く、「匿名で相談が
23 できる」、「LINEなどのSNSによる相談ができる」、「同性の相談員が
24 いる」、「通話料が無料」、「弁護士など、法的知識のある相談員がいる」が
25 続いており、また、女性 20～30 歳代では、「LINEなどのSNSによる
26 相談ができる」、「同性の相談員がいる」と回答した人の割合が6割を超
27 えています。

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 配偶者・パートナーや恋人から暴力行為を受けた経験（性別）】

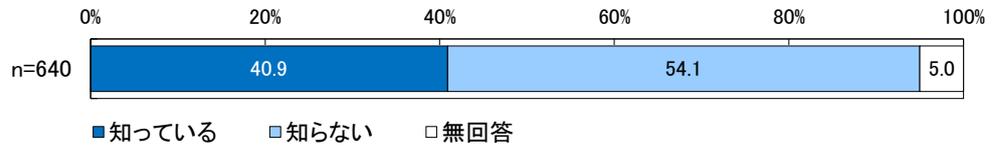


【図表 配偶者・パートナーや恋人から受けた暴力に関する相談先】

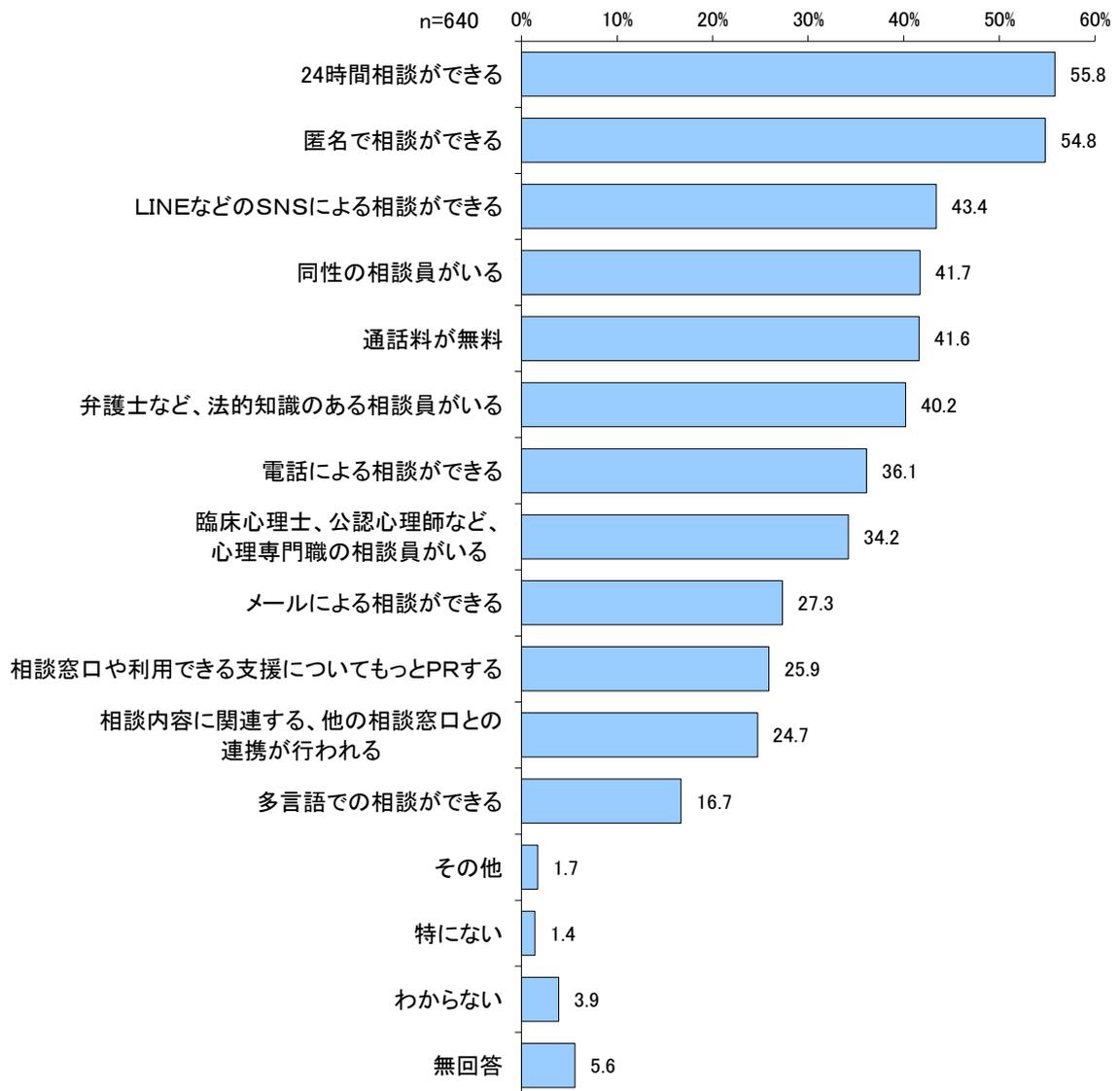


・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 配偶者・パートナーや恋人からの暴力に関する相談窓口の認知度】



【図表 暴力に関して相談しやすくするために必要な相談体制】



・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 暴力に関して相談しやすくするために必要な相談体制（性・年齢別）】

	回答数	24時間相談ができる	匿名で相談ができる	LINEなどのSNSによる相談ができる	同性の相談員がいる	通話料が無料	弁護士など、法的知識のある相談員がいる	電話による相談ができる	臨床心理士、公認心理士など、心理専門職の相談員がいる
男性 20～30歳代	77	46.8%	46.8%	57.1%	37.7%	39.0%	31.2%	33.8%	26.0%
40～50歳代	85	61.2%	55.3%	45.9%	36.5%	34.1%	50.6%	32.9%	40.0%
60歳以上	101	37.6%	45.5%	20.8%	19.8%	26.7%	41.6%	54.5%	25.7%
女性 20～30歳代	143	74.1%	72.0%	65.7%	62.2%	58.0%	44.8%	35.0%	46.9%
40～50歳代	121	71.1%	60.3%	54.5%	48.8%	52.1%	47.9%	36.4%	38.0%
60歳以上	108	34.3%	40.7%	11.1%	34.3%	29.6%	22.2%	25.0%	23.1%

【課題】

新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化も懸念されている中、男女間の暴力の被害を早期に発見し、被害者に対して必要な対応や支援を迅速に行うため、相談窓口の周知、利用しやすい相談体制の整備を推進することが重要です。

若い世代からDVに関する正しい理解を深めるため、より効果的な啓発方法を検討し、取組を進める必要があります。

被害者に必要な支援を迅速に行うため、関係機関並びに近隣市町との連携を強化し、被害者に必要な支援を迅速に行うことができる体制を維持する必要があります。

施策の方向4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立について

【主な取組】

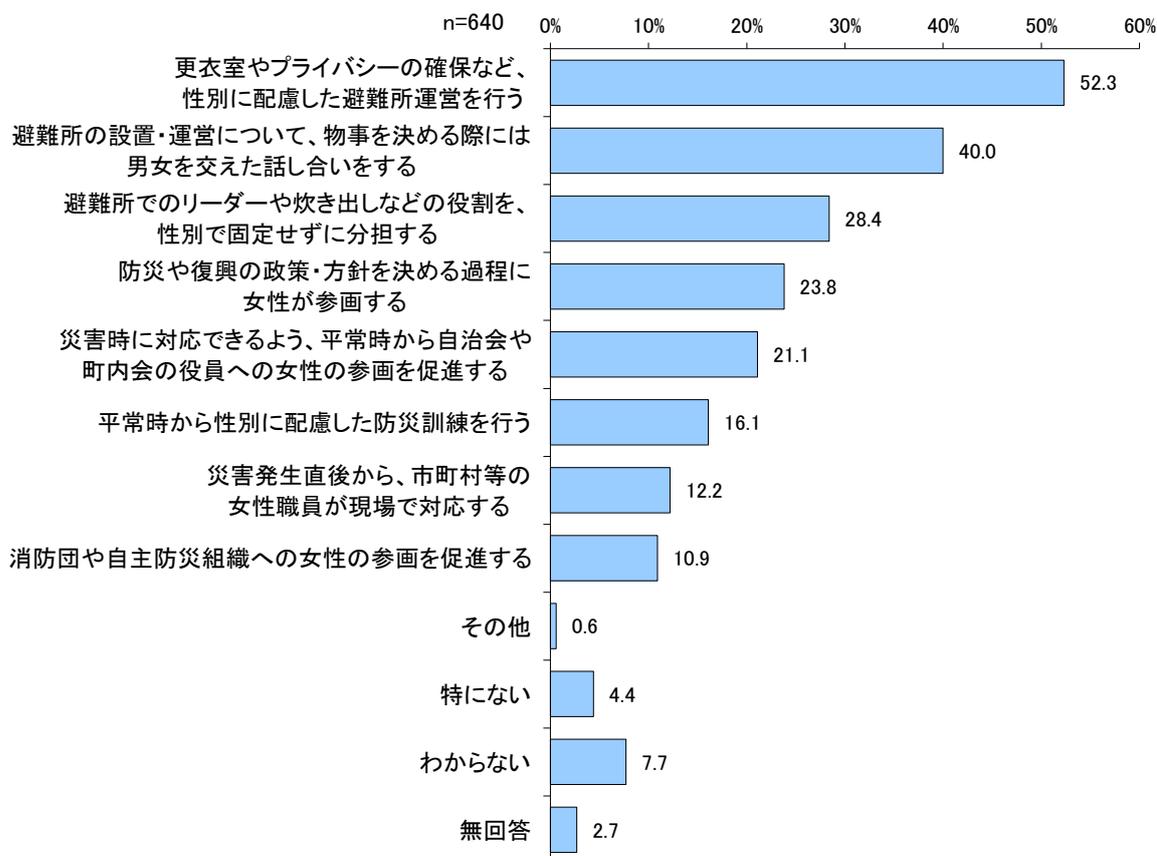
- 令和3（2021）年2月の早島町地域防災計画の見直しにあたり、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や、被災地の復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する旨を記載しました。
- 令和3（2021）年度の防災配備から、大雨、洪水注意報発令時の注意体制においても、男女の区別なく防災配備に就く取組を開始しました。

【主なアンケート結果】

- 性別の違いに気を配った防災・災害対応のために必要なことについて、「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」と回答した人の割合が52.3%と最も高く、次いで「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」となっています。

・第1回委員会においてご説明した取組と課題を追加

【図表 性別の違いに気を配った防災・災害対応のために必要なこと】



【課題】

多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらす中、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点から災害対応が行われることが重要であるため、防災会議委員への女性の参画を促進するとともに、消防団員等地域の防災活動への女性の参画を促進する必要があります。

1 第3章 計画の目指すべき姿

1 計画の目指すべき姿

本計画は、現在、本町が抱える課題を解決し、さらなる男女共同参画社会を実現するまちづくりを目指すものです。

本計画の策定にあたっては、本町における最上位計画である「第5次早島町総合計画」の目指すまちの姿「安全・安心に暮らせ 豊かさと幸せが実感できるまち」の実現に向け、総合計画で掲げる基本目標3「だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち」を目指します。

本計画は、上記の上位計画に基づくとともに、目指すべき姿を「男女が共にいきいきと輝くまち はやしま」とします。

目指す将来像

男女が共にいきいきと輝くまち はやしま

本町では、「第5次早島町総合計画」において、横断的な取組として「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」を掲げています。

そのSDGsの17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等の実現」が17すべての目標達成につながることを踏まえ、本町の男女共同参画の取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- ・現状に合わせ、内容を更新
- ・全文更新

1 2 計画の基本目標

2 本計画における目指すべき姿「男女が共にいきいきと輝くまち はやしま」を
3 実現するための目標として下記3点を定めました。

5 基本目標1 男女の人権を尊重し認め合う基盤づくり

6 様々な分野において性別に関わりなく誰もが活躍し、持続可能な地域社会を
7 つくるためには、男女双方の意識を変え、町民一人ひとりが、お互いを尊重し、
8 認め合い、男女共同参画や性の多様性についての理解を深めることが重要です。

- 9 ▶ 親しみやすくわかりやすく、より多くの町民の理解が深まるよう、人権
10 尊重や男女共同参画に関する効果的な啓発を推進します。
- 11 ▶ 人権尊重や男女共同参画に関する理解を深めるための教育を推進すると
12 ともに、性別に関わらず誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画して
13 いくための能力を養い、多様な生き方を可能にするための教育・学習機
14 会の充実を図ります。
- 15 ▶ 男性の男女共同参画に関する理解や「働き方」に関する意識改革を進め
16 るための取組とともに、男性の家事や育児等への参画を促すための取組
17 を推進します。

19 基本目標2 男女が共に活躍できる社会づくり

20 政治、経済、地域社会、家庭などあらゆる分野や場における政策・方針決定
21 過程や活動に男女が共に参画し、活躍することは、急速な少子高齢化・人口減
22 少の進展、家族形態の多様化が進む中で、社会経済情勢の変化に対応できる豊
23 かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい
24 社会を実現するために重要です。

- 25 ▶ 町が率先して女性の登用を積極的に進めるとともに、地域の様々な分野
26 の方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 27 ▶ 就労の場において、実質的な男女均等な機会が確保されるよう、また、
28 女性が就労の場において活躍できるよう、ポジティブ・アクション等に
29 関して事業者等への働きかけを推進します。

30

- 現状に合わせ、内容を更新
- 全文更新

- 1 ➤ 女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性
2 への情報提供を推進します。
- 3 ➤ 男女が共に仕事と家庭生活、地域活動等のその他の生活をバランスよく
4 両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めると
5 ともに、両立を支援するためのサービスの充実を図ります。
- 6 ➤ 地域におけるまちづくりや防災等の活動において、女性の視点が反映さ
7 れ、地域の活性化や暮らしやすい環境づくりにつながるよう、地域の取
8 組を促進します。

10 基本目標3 男女が共に安全・安心して暮らせるまちづくり

11 性別に関わらず、誰もが地域の様々な場において活躍するためには、住み慣
12 れた地域で一人ひとりの人権が尊重され、安全な環境で、安心して生き生きと
13 生活できることが基本となります。

- 14 ➤ 性別に起因する暴力が許されない地域社会をつくるための意識啓発を推
15 進するとともに、暴力の被害者への支援体制の充実を図ります。
- 16 ➤ 男女の性別による違いについて互いに理解を深めるとともに、男女とも
17 に生涯にわたり心身が健康な状態を維持することができるよう、正しい
18 知識や情報の普及啓発を推進します。
- 19 ➤ 性別や高齢であること、障がいがあること、外国人であること等を理由
20 として社会的困難を抱えることがなく、安心して暮らすための支援を行
21 います。
- 22 ➤ 性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人であること
23 等を理由として社会的困難を抱えることがないよう、正しい理解を広め、
24 地域社会が多様性を尊重する環境づくりを推進します。

・赤字部分、変更箇所

3 計画の体系

目指すべき姿

男女が共にいきいきと輝くまち
はやしめ



- ・国・県計画と整合を図り、アンケート結果、課題、施策の方針を記載
- ・施策と今後の方向性、赤字部分、変更箇所

1 第4章 基本となる施策の方向と具体的施策

2 基本目標1 男女の人権を尊重し認め合う基盤づくり

3 (1) 社会制度・慣行の見直しと啓発の充実

4 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備は進ん
5 できていますが、依然として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的
6 な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念が、政治や就労の場、地
7 域活動、家庭等の様々な場における男女共同参画の推進を妨げる一因となっ
8 ています。

9 アンケート調査の結果によると「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感
10 しない人の割合は 74.2%であり、前回調査よりも 8.3%上昇していますが、
11 社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の平等感について、「平等になっている」
12 と回答した人の割合は 11.9%と低くなっています。

13 性別や年齢に関わりなく多くの町民が関心を持てるよう、多様な媒体を活用
14 し、効果的な啓発活動を推進する必要があります。

15 性別に基づく固定的な役割分担意識や性差による偏見の解消、男女共同参画
16 の理解促進等、子どもから高齢者まで幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみや
17 すく、わかりやすい広報・啓発活動を推進します。

18 また、国際的な状況の情報収集・提供の充実を図ることにより、町民の男女
19 共同参画の意識の醸成を図ります。

21 【施策と今後の方向性】

施策	内容	担当課
男女共同参画を促進するための広報・啓発の充実	広報紙やホームページ等により、男女共同参画に関する情報提供を拡充します。	まちづくり企画課
	町民、事業者等を対象に講演会、講座を開催し、意識改革を促進します。	まちづくり企画課 生涯学習課
広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進	町の印刷物等の表現全般において、男女共同参画の視点に立った表現を徹底します。	まちづくり企画課

・赤字部分、追加箇所

施策	内容	担当課
国際的視点に立った男女共同参画の推進	持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な男女共同参画の取組に関する情報を収集し、啓発を行うとともに、男女共同参画について国際的視野に立って推進します。	まちづくり 企画課

1

- ・国・県計画の内容との整合を図る。
- ・アンケート結果、課題、施策の方針を記載
- ・施策と今後の方向性、赤字部分、変更箇所

（２）家庭・学校園・地域における人権を尊重する教育の推進

「基本的人権の尊重」は、日本国憲法において侵すことのできない永久の権利として保障されています。

しかし、社会において、性別、障がいがあること、外国人であること、性的マイノリティ（LGBT等）に対する偏見や差別、女性や子ども、高齢者、障がい者への暴力などの人権侵害が生じています。

アンケート調査の結果によると、男女平等を推進していくために学校で行うとよい取組について、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」が57.2%と最も高く、「男女平等の意識を育てる授業（男女必修で行われている技術家庭科など）をさらに充実する」が42.3%、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする」が42.0%となっています。

子どもから高齢者まで、男女平等や多様な属性の人々についての理解を深め、社会全体がお互いの人権を尊重するための教育や情報提供の充実を図る必要があります。

また、将来を担う若い世代が、子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や学校教育などを通じた取組を進めることが必要です。

性別や障がいがあること、外国人であることなどに関わらず一人ひとりの人権を尊重する意識を形成するため、また、性別に関わらずライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、学校教育や生涯学習等、教育・学習の充実を図ります。

〔施策と今後の方向性〕

施策	内容	担当課
人権をめぐる問題への理解と認識を深める啓発	インターネットによる人権侵害、様々な性等人権をめぐる問題への理解と認識を深める啓発を関連部署と連携しながら行います。	まちづくり 企画課 町民課 生涯学習課
学校園における人権啓発の推進	学校園における人権教育を推進するとともに、男女共同参画社会に関する内容を取り上げ、人権意識の高揚を図ります。	学校教育課

施策	内容	担当課
多様な生涯学習の機会の提供	公民館等で、地域の世代間交流、地域文化の継承、男女共同参画の意識啓発等の様々な講座や事業を実施します。また、より多くの町民が講座等に参加できるように、開催・実施に関する情報を幅広く提供します。	生涯学習課

1

- ・国・県計画と整合を図り追加
- ・施策と今後の方向性、赤字部分、追加箇所

1 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

2 男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らし
3 やすい社会をつくることでもあります。

4 アンケート調査の結果によると、家庭内での役割分担について、多くの家事
5 や子育てについて主に妻が中心に担っている結果となっており、共働きであっ
6 ても大きく変わらない状況となっています。

7 また、男女が共に家事等に積極的に参加するために必要だと思うことについ
8 て、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」と回答した人の割合が最も高
9 くなっています。

10 男性の男女共同参画に関する理解や働き方に関する意識改革を進めるとと
11 もに、男性の家事や育児等への参画を促進する必要があります。

12 子どものころから、家庭における家事や育児を男女で共に担うことの重要性
13 について啓発するとともに、働き方改革や育児・介護を男女で共に担うための
14 啓発の充実を図ります。

16 [施策と今後の方向性]

施策	内容	担当課
男性の家事・育児等に対する意識改革のための取組の推進	家事一般の教室の開催や、家事・育児・介護に関する学習機会や情報提供により、男性の家事・育児等に対する意識改革を促し、家庭での男性の家事・育児等への参加を進めます。	まちづくり企画課
地域全体で「子育て」と「親育ち」を支える体制づくり	子どもが他者理解や自立意識を持ち、人間性豊かに成長できるように、地域で子どもの健全な成長を支援する体制づくりを図ります。	生涯学習課
男性の「働き方」に対する意識改革	講座等の学習機会や情報の提供により、働き方の見直しを促進します。	まちづくり企画課

17

- ・ 目標値更新
- ・ 赤字部分、追加箇所

1 基本目標 1 の成果目標

指 標		平成 28 年度	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 8 年度
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (%)		65.9	74.2	80.0
学校教育で性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている（平等と感じている）人の割合 (%)		55.7	54.2	60.0
社会通念・慣習、しきたりなどで性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている（平等と感じている）人の割合 (%)		11.7	11.9	15.0
社会全体で性別による不平等な取扱いは行われていないと感じている（平等と感じている）人の割合 (%)		13.3	15.8	20.0
人権教育講演会（まなびの舎）の開催	開催回数/年（回）	－	4	4
	延べ参加者数（人）	－	103 （令和 2）	130
男女共同参画料理教室の開催回数/年（回）		－	1	2
広報紙、ホームページ等での男女共同参画に関する啓発回数（回）		－	2	4

2

1 基本目標 2 男女が共に活躍できる社会づくり

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

急速な少子化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、政治、経済、社会などあらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が参画し、多様な視点が確保されることは、豊かで活力ある持続可能な社会を実現するとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために重要です。

国においては、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、第5次男女共同参画基本計画においては、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すこととされています。

本町の各種審議会の女性委員の割合は上昇しており、令和3（2021）年度には国の示す目標の30%を超えていますが、管理職に占める女性の割合は、16.0%であり、低い状況となっています。

アンケート調査の結果によると、町の施策等に女性の意見や考え方が「反映されていない」（「ほとんど反映されていない」＋「あまり反映されていない」）と回答した人の割合は26.1%であり、反映されていない理由として、「女性議員が少ない」、「自治会長や組合団体、地域組織リーダーに女性が少ない」が上位となっています。

また、町長・町議会議員への立候補や、職場の管理職や役員、自治会長・町内会長への就任を依頼された場合に「引き受ける」と回答した割合は、いずれも女性は男性よりも低くなっており、その理由として、「責任を果たせるだけの自信がないから」、「仕事と育児の両立が困難になるから」との回答があがっています。

町内の様々な分野の方針決定過程へ女性の参画を進めるためにも、今後も町の審議会等委員や管理職等方針決定過程における女性の参画を進めることが必要です。

さらに、事業者や地域団体等への啓発や情報提供を行うなどの積極的な働きかけが必要です。

町の施策の展開に多様な視点を反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、町の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。

また、地域のあらゆる場の意思決定過程に多様な視点を生かすため、事業所や地域等における女性の参画を促進します。

・赤字部分、追加又は変更箇所

1

〔施策と今後の方向性〕

施策	内容	担当課
町政における女性の参画促進	町の審議会等における積極的な女性委員の登用を進めます。また、女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表します。	総務課
	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく早島町特定事業主行動計画により、適正な評価のもと、町の女性管理職の登用を推進します。また、管理職に必要な能力向上のための研修等への積極的な参加を促し、女性職員の昇任意欲の向上や能力開発に努めます。	総務課
事業所・地域活動団体への啓発の推進	事業所や地域活動団体における方針決定の場へ女性の参画を促進するため、ポスターの掲示や啓発資料の配布等を行います。	まちづくり企画課

2

1 (2) 就労の場における男女共同参画の推進

2 就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。働
3 きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは個人の幸福
4 の根幹をなすものです。また、働きたい人がその能力を発揮できる環境づくり
5 は、地域の社会経済の活力の向上の観点からも重要な意義を持ちます。

6 国においては、令和元（2019）年6月に女性活躍推進法が改正され、女性
7 労働者の活躍推進に係る一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常時雇用す
8 る労働者が101人以上の事業主に拡大されました。

9 アンケート調査の結果によると、職場における男女の地位について「平等に
10 なっている」と回答した人の割合は35.0%であり、前回調査（19.0%）と比
11 較すると上昇していますが、「男性の方が優遇されている」（「男性の方が非常に
12 優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答し
13 た人の割合が44.4%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

14 また、現在の社会の女性の働きやすさについて、「働きやすい状況にあるとは思
15 わない」（「働きやすい状況にあるとは思わない」＋「あまり働きやすい状況
16 にあるとは思わない」と回答した人の割合は35.0%となっており、理由とし
17 て、「保育施設や児童クラブなど子どもを預けられる施設が不足しているから」、
18 「労働条件が整っていないから」、「男は仕事、女は家庭という社会通念がある
19 から」が上位となっています。

20 さらに、新型コロナウイルス感染症の流行等の非常時に女性がより職を失
21 いやすいことへの懸念や、外出自粛期間中に家庭における責任をより多く女性が
22 担う状況も問題となっています。

23 働く場において、男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、関係機関と連
24 携を図り、事業者へ向けた啓発に取り組むとともに、女性自身が活躍するた
25 めの能力を身に付けることができる機会の充実を図る必要があります。

26 女性の活躍推進の必要性を企業・団体へ広く働きかけるとともに、雇用の分
27 野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう、職場の環境づくりを促
28 進します。

29

・赤字部分、追加又は変更箇所

1

〔施策と今後の方向性〕

施策	内容	担当課
男女の均等な機会と待遇の確保の促進	事業者、労働者に対して、女性の職業生活における活躍推進に関する情報提供を行い、企業のポジティブ・アクションの促進に努めます。	まちづくり企画課
	事業所等に、関係法・制度の普及啓発を図ります。	まちづくり企画課
様々なハラスメント防止の推進	職場におけるハラスメントを防止するための啓発を行います。	まちづくり企画課

2

- 県計画と整合を図り追加
- 施策と今後の方向性、赤字部分、追加箇所

（３）女性のチャレンジ支援

性別に関わりなく、誰もが様々な場で活躍するためには、女性が自らの意識と能力を高め、行動することが重要です。

アンケート調査の結果によると、職場の管理職や役員への就任の依頼があった場合「断る」と回答した人の割合は、男性で32.3%、女性で49.2%となっており、女性における理由において、「責任が重くなるから」、「部下を管理・指導できる自信がないから」との回答があがっています。

女性自身の活躍に向けた意欲を喚起し、女性のキャリア形成を支援していく必要があります。

また、子育て中の女性の就職支援について、短時間勤務やテレワークといった多様な働き方の情報提供が必要です。

女性のキャリア形成、再就職、創業のための支援や多様なニーズに応じた働き方への支援を行います。

〔施策と今後の方向性〕

施策	内容	担当課
就業支援の充実	早島町無料職業紹介所により、町内企業並びに岡山県総合流通センター（岡山市分を含む）へ就職を希望する人を対象に、職業相談・紹介・求人情報の提供を行います。	まちづくり企画課
職業能力開発と能力発揮の支援の充実	能力開発支援や就労に関する情報提供の充実を図ります。	まちづくり企画課
離職した女性への再就職支援	出産・子育て・介護等により再就業を目指す人を支援します。また、多様な働き方の情報提供を行います。	まちづくり企画課

16

1 (4) ワーク・ライフ・バランスの実現

2 性別に関わりなく働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等を
3 含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮するこ
4 とは、一人ひとりの生活を豊かにするとともに、地域の社会経済の活力の向上
5 の観点からも重要な意義を持ちます。

6 女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業、事業所の取組、保育サー
7 ビスの充実等、これまでの国、県や本町の取組により、女性の労働力率が出産
8 の時期である年齢層で落ち込む M 字カーブ問題は解消されつつあります。

9 アンケート調査の結果によると、ワーク・ライフ・バランスが「とれている
10 と思う」(「とれていると思う」+「どちらかといえばとれていると思う」) と回
11 答した人の割合は6割を超えていますが、「仕事」と「家庭生活」をともに優先
12 したい人で、現実では「仕事」を優先している人の割合が男性で約5割、女性
13 で約3割いる結果となっています。

14 また、育児休業制度の利用状況について、男性の取得率は低く、期間は短い
15 ことが社会的に課題となっており、「利用経験がある」(「現在利用している」+
16 「利用したことがある」) と回答した人の割合は、男性 30 歳代では 22.2%、
17 男性 40 歳代では 8.1%となっています。

18 法整備や事業所の両立支援制度の整備が進められる中、事業所のトップや管
19 理職がワーク・ライフ・バランスを持続的成長のため経営戦略として捉えるた
20 めの啓発や働きかけとともに、保育サービス、介護サービス等の行政に求めら
21 れている事業の充実を図ることが必要です。

22 働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進等について啓発する
23 など、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。

24 また、男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、「第 2 期早島町
25 子ども・子育て支援事業計画」に基づいて保育サービスの充実等の子育て支援
26 の拡充を図るとともに、「早島町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」
27 に基づいて介護サービスの基盤整備を推進します。

28

・赤字部分、追加又は変更箇所

1

〔施策と今後の方向性〕

施策	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	育児・介護休業制度の周知・啓発を行い、性別に関わりなく制度の利用を促進します。 また、働く保護者が、仕事や家庭生活を両立できるよう、地域の子育て支援事業等の情報提供や利用促進を図ります。	まちづくり企画課
育児・介護休業制度の利用促進	育児・介護休業が取得しやすい職場環境整備のため、事業主に対して各種制度のPRにより、育児・介護休業制度の利用促進を図ります。	まちづくり企画課
	町の男性職員の育児休業取得を促進します。	総務課
子ども・子育て支援の充実	多様な保育サービスや地域における子育て支援の充実を図ります。また、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない相談支援を推進します。	健康福祉課
介護サービスの充実	居宅介護サービスや福祉サービスの充実等、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るためのサービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域が一体となった支援を行います。	健康福祉課
多様で柔軟な働き方の推進	短時間制度やテレワークなど多様な柔軟な働き方について情報提供を行います。	まちづくり企画課

2

・現計画の「地域における男女共同参画の推進」に関連する取組を整理し、国・県計画と整合を図る。

1 (5) 地域社会における男女共同参画の推進

2 活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、幅広い年代の男女が地
3 域活動に参画し、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られるよう、男女
4 共同参画の視点に立った地域社会をつくる必要があります。

5 全国的に人口減少が続く中、本町の人口は近年増加と横ばいを繰り返してい
6 ますが、15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加
7 しています。

8 アンケート調査の結果によると、地域社会における男女の地位について「平
9 等」と回答した人の割合は34.7%であり、前回調査と比較するとやや上昇し
10 ています。男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」
11 +「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が
12 44.2%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

13 また、性別の違いに気を配った防災・災害対応のために必要なことについて、
14 「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」、「避
15 難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」
16 との回答割合が上位となっています。

17 地域の活動等において男女が共に能力を発揮して活躍できるよう、また、地
18 域づくりにおいて男女の視点を生かせるよう、性別による役割分担意識を解消
19 するための啓発を進めるとともに、活動の好事例を地域で共有することが必要
20 です。

21 また、近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていま
22 すが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共
23 同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会
24 の実現にとって重要です。

25 [施策と今後の方向性]

26 施策	内容	担当課
地域のコミュニティづくりの推進	性別に関わらず、町内会の行事等への参加や意見反映ができるように働きかけ、地域活動における男女の参画を促進します。	まちづくり企画課

27

・赤字部分、追加箇所

施策	内容	担当課
リーダーの養成と活動する場の提供	男女共同参画の意識啓発等の様々な講座や事業を実施し、地域で活躍する人材及びリーダーを養成するとともに、活躍できる場を提供します。 また、岡山県等関係機関が実施する講座等について情報提供を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進に努めます。	まちづくり 企画課 生涯学習課
男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の推進	地域防災計画の運用について、男女共同参画の視点に立って行います。 避難所運営について、男女共同参画、その他の多様な視点に配慮した運営を行います。 防災・災害対策に関する各種計画の検討に女性の参画を促します。	総務課

・赤字部分、追加箇所

1 基本目標 2 の成果目標

指 標		平成 28 年度	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 8 年度
本町の管理職に占める女性の割合 (%)		8.3 (平成 26)	16.0	30.0 (令和 6)
審議会など委員の女性の割合 (%)		17.7 (平成 26)	35.4	40.0
介護休業制度を利用したことがある人の割合 (%)		2.1 (平成 27)	1.9	5.0
育児休業を利用したことがある人の割合 (%) (20~30 歳代で子どもがいる人)	男性	-	17.7	25.0
	女性	-	45.5	60.0
町の男性職員の育児休業取得 (取得期間 1 か月以上) 者数 (人)		-		1 人以上 (令和 6)
町職員一人当たりの月ごとの超過勤務時間	管理職	-	平均 16 時間	平均 15 時間以内 (令和 6)
	一般職	-	平均 16 時間	
町職員の一人当たりの年次休暇取得日数 (日)		-	9.5 (令和 2)	10 日以上 (令和 6)
認可保育園待機児童数 (人)		-	13 (令和 2)	0 (令和 6)
就職で性別による不平等な取扱いが行われていないと感じている (平等と感じている) 人の割合 (%)		19.0	35.0	45.0
女性が働きやすい状況にあると思う人の割合 (%)		28.0	31.5	40.0
広報紙、ホームページ等での女性活躍の推進に関する啓発回数 (回)		-	6	10

2

1 基本目標3 男女が共に安全・安心して暮らせるまちづくり

2 (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

3 すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、当事者の
4 性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女共同参画社会
5 を形成していく上で、暴力の根絶を図ることは重要な課題です。

6 また、情報通信技術（ICT）の進化や SNS などの新たなコミュニケーション
7 ツールの広がりに伴い、男女間の暴力の被害は一層多様化しており、新たな形
8 の暴力に対応する必要があります。

9 さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内の暴力の増加や深
10 刻化も懸念されています。

11 アンケート調査の結果によると、配偶者やパートナーから、身体的暴力を受
12 けた経験がある割合が男性で 9.9%、女性で 14.4%、精神的暴力を受けた経
13 験がある割合が男性で 12.1%、女性で 21.9%、性的暴力を受けた経験がある
14 割合が男性で 0.0%、女性で 7.6%となっています。

15 また、配偶者・パートナーや恋人から受けた暴力に関する相談の有無につい
16 て、「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が 51.1%であり、
17 前回調査より上昇しています。

18 男女間の暴力を根絶するために、暴力を認識し、許さない地域社会の環境を
19 つくるための啓発とともに、子どもの頃からの教育が必要です。

20 また、男女間の暴力の被害を早期に発見し、被害者に対して必要な対応や支
21 援を迅速に行うため、相談窓口の周知、利用しやすい体制整備を推進すると
22 ともに、岡山県や関係機関等と連携体制を強化する必要があります。

23 暴力を正しく認識し、防止するための教育・啓発を推進するとともに、相談
24 しやすい体制の整備、支援に関する基本的な情報の提供、緊急時における安全
25 の確保を行うとともに、自立に向けた継続的な支援を推進します。

26

・赤字部分、追加又は変更箇所

1 〔施策と今後の方向性〕

施策	内容	担当課
男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	男女共同参画に関する講座（特に DV に関係すること）の開催等、町民一人ひとりが DV 等の暴力について理解し、正しく対処できるように啓発を推進します。	まちづくり 企画課
情報化社会への対応	情報通信技術（ICT）の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い多様化する暴力に対応した啓発や取組を推進します。	まちづくり 企画課 学校教育課
若年層に対する DV 及びデート DV の予防啓発	若年層に対して、DV 予防に関する啓発・広報を行うとともに、啓発講座への参加を促進します。	まちづくり 企画課 学校教育課
DV 相談窓口の周知、機能強化	岡山県や町の相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、トイレへの啓発資材の設置等、周知の徹底を図ります。	まちづくり 企画課
DV に関する相談体制の整備	関係機関と連携して情報共有・事例検討を行い、状況に応じた適切な対応を可能とする相談体制の充実を図ります。また、被害者が相談しやすい体制を整備します。	まちづくり 企画課
被害者への支援体制の充実	医療関係者や民生委員・児童委員等と連携した通報体制の整備や、警察や女性相談所と連携した一時保護により、被害者の緊急時における安全確保を行います。	まちづくり 企画課
	DV やストーカー等の被害者に対して、必要な情報提供や手続きに関する支援や、就労、住宅確保等の自立支援を行います。	まちづくり 企画課 建設農林課

2

- ・国・県計画と整合を図り、アンケート結果、課題、施策の方針を記載
- ・施策と今後の方向性、赤字部分、追加又は修正箇所

1 (2) 生涯を通じた男女の健康支援

2 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対
3 する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提とな
4 ります。

5 心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手する
6 ことは、健康を維持・増進するために必要であり、特に女性の心身の状態は、
7 思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大き
8 く変化する特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関す
9 る健康と権利)の視点が重要です。

10 アンケート調査の結果によると、女性の生涯を通じた健康を支援するために
11 必要なこととして、「思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期に合わせた健康づ
12 くり支援の充実」が5割を超えており、「健康診断など、健康づくりに関する情
13 報提供の充実」も3割台後半となっています。

14 身体的性差を十分に理解し、人権が尊重されるよう誰もが生涯にわたり主体
15 的に健康づくりに取り組み、ライフステージに応じた健康づくり支援の充実を
16 図ることが必要です。

17 また、人生100年時代を見据え、身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸
18 のための取組が重要です。

19 男女が生涯を通じて心身の健康を維持するために、「第3次健康はつらつ早
20 島21」に基づき、ライフステージに応じた町民の主体的な健康づくりの実践
21 の支援とともに、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに生まれ育つための
22 支援を推進します。

24 [施策と今後の方向性]

25 施策	内容	担当課
生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	住民が自分自身の身体を正しく理解するとともに、疾病の早期発見・対応するために、健康診査やがん検診、保健指導の充実を図ります。また、一人ひとりの体力やライフステージに応じて、継続的な運動に取り組めるよう、関係機関と連携して、運動する機会の提供等、支援を行います。	健康福祉課

・赤字部分、追加箇所

施策	内容	担当課
安心して出産できる環境づくり	親やその家族が安心して出産を迎えるために、 妊婦面接や妊娠後期電話相談等 の、妊婦への飲酒・喫煙の害や健康づくりについての指導や、 集団乳幼児健診や育児学級等の母子保健事業 、広報紙・ホームページ等による妊娠・子育てに関する知識の普及を行います。	健康福祉課
性に関する教育の推進	学校教育において、学習指導要領に基づき、子どもの発達段階に応じた適切な性教育を実施します。	学校教育課

1

- ・国・県計画と整合を図り、アンケート結果、課題、施策の方針を記載
- ・施策と今後の方向性、赤字部分、追加箇所

（３）生活困難を抱える人々への支援

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景とし、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況があります。

特に、ひとり親をはじめ貧困の子育て世帯においては、子どもが成人した後も貧困が続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢者女性も含め、その支援を検討する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会的に弱い立場にある人により深い影響をもたらしている状況があります。

また、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な観念、性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に複合的な困難を抱えることがあります。

ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人等の理由により生活上の困難を抱える人が、自分らしく安心して暮らせるよう、自立を支援するための取組を推進します。

また、町民が、性自認・性的指向に関する正しい知識を深め、意識を高めるための啓発とともに、相談体制を整備するなど、当事者が生活しやすい環境づくりを推進します。

〔施策と今後の方向性〕

施策	内容	担当課
貧困等生活上の困難に直面する人への支援	様々な困難を抱える町民の状況に応じ、わかりやすい情報提供の充実を図ります。また、庁内関係課の連携強化を図り、各分野の情報について幅広く提供できるよう取り組みます。	健康福祉課
ひとり親家庭への自立支援の充実	ひとり親家庭の子育て、就労、経済的支援を行い、自立した生活を促します。	健康福祉課
子どもが安心して学べる学習環境づくり	すべての子どもの学力向上を図るため、はやしま学協働本部において、放課後と土曜日に小学生・中学生を対象に無料の学習塾（はやしま塾）を開催します。	学校教育課

・赤字部分、追加箇所

1

施策	内容	担当課
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	高齢者の介護予防や就業・社会参加を推進するとともに、介護が必要になった際に地域で自立して暮らせるようにサービスの充実を図ります。	健康福祉課
障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	障がいのある人が、地域で自立して暮らせるように、サービスの充実を図るとともに、就業、社会参加や医療支援を行います。	健康福祉課
外国人等が安心して暮らせる環境づくり	国・岡山県と連携を図り、外国人等が安心して暮らすことができるよう、情報提供、関係機関につなぐ等の支援を行います。	まちづくり 企画課
性的マイノリティの人権尊重	性自認（心の性）や性的志向（好きになる性）等を理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育に取り組みます。また、パートナーシップ宣誓制度について調査・研究を行います。	町民課

2

・赤字部分、追加箇所

1 基本目標3の成果目標

指 標		平成 28 年度	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 8 年度
地域社会で性別による不平等な取扱い は行われていないと感じている（平等と感 じている）人の割合（%）		29.8	34.7	40.0
DV 被害を受けた人のうち相談しなかつた 人の割合（%）		46.0	51.1	40.0
DV 相談窓口を知っている人の割合 （%）		-	40.9	50.0
国民健康保険加入者における特定健 康診査受診率（%）		-	38.1 （令和 2）	60.0 （令和 5）
40 歳以上の男女の肺がん検診受診率 （%）		-	11.6 （令和 2）	5 がん検診の平均 受診率 25%以上 （令和 6）
40 歳以上の男女の胃がん検診受診率 （%）		-	8.4 （令和 2）	
40 歳以上の男女の大腸がん検診受診 率（%）		-	11.5 （令和 2）	
20 歳以上の女性の子宮がん検診受診 率（%）		25.8 （平成 26）	16.1 （令和 2）	
40 歳以上の女性の乳がん検診受診率 （%）		-	22.8 （令和 2）	
「はやしま塾」の 延べ参加者数（人）	放課後	-	3,030 （令和 2）	4,000
	土曜日	-	1,552 （令和 2）	1,700
	英会話	-	185 （令和 2）	300
広報紙、ホームページ等での DV 防止に 関する啓発回数（回）		-	4	6

2

1 第5章 計画の推進体制

2 1 推進体制の充実

3 男女共同参画社会の実現のためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえ、あ
4 らゆる分野での取組を展開することが望まれます。

5 そのため、庁内の関係各課における横断的な連携強化を図るとともに、計画の
6 総合的な調整を行い、総合的かつ計画的な取組を推進します。

8 2 関係機関、町民、関係団体等との連携・協働

9 (1) 国・県等関係機関との連携

10 男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動きや、国・県等の動向
11 と連動しています。国・県等関係機関との連携を強化し、計画を推進します。

13 (2) 町民、関係団体、事業者との協働

14 男女共同参画社会の実現のためには、町が直接行う施策だけではなく、町民、
15 関係団体、事業者等がそれぞれの立場でこの計画の目的を理解し、主体的な取
16 組が不可欠です。

17 町民や関係団体、事業者等との協働を推進するとともに、男女共同参画に関
18 する活動に取り組むための環境を整備します。

20 3 計画の進捗管理・評価

21 本計画を実効性のあるものにするために、年度ごとに計画の成果目標や取組の
22 進捗状況についての点検・評価を行い、その後の取組について検討します。

23 また、各種団体の代表者、学識経験者、行政機関関係者等により構成される「早
24 島町男女共同参画基本計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況について検討
25 するとともに、必要がある場合には計画の見直しを行います。

26